



神奈川県

県土整備局河川下水道部下水道課

神奈川県の下水道事業



令和 8 年度

この資料は、県下水道課ホームページからダウンロードできます。

<ダウンロードURL>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h2v/cnt/f215/p989303.html>



その他、県の下水道事業の情報について、次のホームページで提供しています。

<県下水道課ホームページ「神奈川県の下水道のページ」>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h2v/cnt/f215/>

(主な提供情報)

- ・神奈川県流域下水道の紹介
- ・神奈川県内の下水道に関する情報



<流域下水道整備事務所ホームページ>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ws2/cnt/f5739/>

(主な提供情報)

- ・事務所の仕事
- ・主要事業
- ・予算 決算



<公益財団法人 神奈川県下水道公社ホームページ>

<https://kanagawa-swf.or.jp/>

(主な提供情報)

- ・下水道の維持管理
- ・イベント情報（下水道ふれあいまつり、下水道作品コンクール、下水道教室）



下水道は、汚水の収集・処理、雨水の排除という機能を有し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、さらには、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできない施設です。

神奈川県下水道事業は、平成4年に全国で初めて県内全市町村が事業着手、平成19年には全市町村において供用が開始されるなど、着実な整備が進められており、令和7年度末において下水道処理人口普及率は97.3%となっています。

今後の下水道事業の推進にあたっては、人口減少等の社会情勢の変化や頻発する豪雨、地震等の自然災害への対応、老朽化施設の対策など、持続的な下水道機能確保のため、計画的・効率的な維持管理等に取り組む必要が生じています。

また、脱炭素社会の実現を目指し、下水道事業として施設の省エネ化や資源・エネルギーの利活用などの取組を推進していくことが重要となっています。

さらに、厳しい財政状況が見込まれる中、民間の経営ノウハウや創意工夫等の活用による経営改善を図る官民連携の推進、事業の持続性確保に向けた広域化・共同化など、次の世代に引き継ぐことのできる事業の推進が求められています。

本書は、本県の下水道事業の概要を紹介するとともに、下水道事業に対し理解と認識をより一層深めていただくため作成したものです。下水道普及のため関係各位に広く利用され、皆様のご参考になれば幸いです。

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 下水道課

目次

(本編)

下水道の歴史.....	1
日本の下水道.....	1
本県の下水道.....	1
かながわの下水道のあゆみ.....	2
下水道の役割.....	6
下水道法の目的.....	6
下水道の役割.....	6
下水道の種類としくみ.....	7
下水道の種類.....	7
下水道のしくみ.....	9
下水道関連計画.....	10
計画の位置づけ.....	10
下水道事業を実施する場合の手続き.....	11
流域別下水道整備総合計画.....	12
神奈川県生活排水処理施設整備構想（神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画）.....	13
かながわグランドデザイン.....	17
改定かながわ下水道 2 1.....	18
下水道事業.....	20
公共下水道事業.....	20
流域下水道事業.....	28
相模川流域下水道事業.....	28
酒匂川流域下水道事業.....	35
下水道の維持管理.....	42
下水道のポテンシャル.....	44
下水道が有する資源・エネルギー等の利用.....	44
下水道施設の有効利用.....	46
下水道事業の経営状況.....	48
市町村毎の経営状況.....	48

下水道道の普及啓発.....	51
下水道ふれあいまつり.....	51
下水道展への出展.....	51
下水道作品コンクール.....	52
下水道出張教室.....	52
（資料編）	
下水道事業の財源.....	54
財源のしくみ.....	54
建設財源.....	54
公共下水道の計画概要.....	56
終末処理場の流入下水流量等.....	60
終末処理場の流入下水流量.....	60
発生汚泥量と汚泥処分量.....	61
水質環境基準.....	62
排水の規制.....	66
下水道の義務.....	66
下水道法に基づく事業場等の排除基準.....	67
公共用水域への排水基準.....	68
ダイオキシン類の排水規制.....	70
下水道整備五（七）箇年計画及び社会資本整備重点計画の推移.....	71
新技術の導入事例.....	73
マンホールカードの発行.....	76
下水道事業の執行体制.....	77
組織、（公財）神奈川県下水道公社の概要、神奈川県内の下水道関係職員数.....	77
市町村下水道事業組織.....	78
国・県等機関下水道事業組織.....	85

下水道の歴史

日本の下水道

日本の下水道は、明治中期にコレラが大流行して以後、人々に下水道の必要性が認識され、明治 33 年に下水道法が制定されるのと前後し、多くの都市が下水道事業に着手しました。

中でも、明治 14 年に着工した横浜のレンガ製大下水や、明治 17 年に着工した東京の神田下水は、雨水排除に加え汚水排除も含めた本格的な下水道であり、わが国における近代下水道の先駆となるものでした。

しかし、その後の明治末から大正にかけては、国の施策として上水道が優先され、下水道のニーズが少なかったことにより、下水道事業はなかなか進みませんでした。

昭和に入ると、明治、大正時代に着手していた都市が続々と処理場の供用を開始し、下水道事業は軌道に乗り始めましたが、その後の戦争により一時停滞してしまいました。

戦後、下水道整備に比べ水資源の確保が優先されましたが、昭和 30 年代に、経済の急速な成長と人口や産業の都市集中により、河川や海など公共用水域の水質汚濁が急速に進んだため、その対策が急務となりました。

このような背景から、昭和 45 年の下水道法の改正では、新たに「公共用水域の水質保全に資すること」が目的に加えられ、下水道の水質保全に果たすべき役割は重要となってきました。

その後も、時代の変化に合わせた法令の改正がなされてきたところです。主だったところでは、平成 15 年には合流式下水道の改善対策の推進のための改正、平成 27 年には多発する浸水被害へのハード・ソフト総動員した対応、老朽化対策による機能の持続的確保、また、再生エネルギーの活用促進などを図るため、水防法等と合わせて下水道法も改正されました。

近年では、激甚化・頻発化する水災害への対応として「流域治水」の実効性を高めるために、令和 3 年に特定都市河川浸水被害対策法や河川法等と合わせて下水道法も改正され、樋門等の操作規則の策定を義務付け、内水ハザードマップの作成対象地域の拡大、計画降雨の事業計画位置付けなどがなされました。

本県の下水道

本県の下水道は、明治初期に横浜の外国人居留区に隣接した関内、元町等に敷設したのが始まりとされています。

昭和に入り、川崎市が下水道事業に着手し、横須賀市においても海軍基地を対象にした下水道事業を始めましたが、浸水対策が主なものでした。汚水処理を目的とした公共下水道は、戦後、横浜市が昭和 32 年に事業着手したことを皮切りに、他都市においても順次事業に着手しました。

昭和 30 年代後半からの高度経済成長期には、人口の都市集中の影響により公共用水域の水質汚濁が進み、人々に水質保全のための下水道の必要性が強く認識されるようになりました。

こうした状況のなかで、本県では、県民の飲み水である相模川、酒匂川の汚濁対策と周辺地域の生活環境の改善を図るため、昭和 44 年に相模川流域下水道事業、昭和 48 年には酒匂川流域下水道事業に着手しました。

また、「2000 年までに下水道をおおむね市街地に完備する」ことを目指し、下水道未着手の市町村の解消に努めた結果、平成 4 年には全国で初めて県内全市町村が事業に着手することになりました。このように、昭和 30 年代に入って本格的に始まった本県の下水道事業は、着実に前進し、平成 19 年 3 月末には全市町村が公共下水道の供用を開始し、下水道の普及が進んだ結果、令和 8 年 3 月末には下水道処理人口普及率 97.3%となりました。

かながわの下水道のあゆみ

年 代	単 独 公 共 下 水 道	流 域 下 水 道
明治33年		(旧) 下水道法制定 (法律第32号)
昭和 6年	・ 川崎市公共下水道事業に着手	
19年	・ 横須賀市公共下水道事業に着手	
25年	・ 横浜市公共下水道事業に着手	
29年	・ 大和市公共下水道事業に着手	
30年	・ 藤沢市公共下水道事業に着手	
33年		(新) 下水道法制定 (法律第79号)
	・ 鎌倉市公共下水道事業に着手	
34年	・ 小田原市公共下水道事業に着手 (H19 酒匂川流域下水道へ編入)	
36年	・ 川崎市入江崎環境センターが処理開始	
37年	・ 横浜市中部処理場が処理開始	
38年	・ 茅ヶ崎市公共下水道事業に着手 (S44 相模川流域下水道へ編入)	
39年	・ 藤沢市辻堂浄化センターが処理開始	
	・ 平塚市公共下水道事業に着手 (S44 相模川流域下水道に編入)	
40年	・ 横浜市南部処理場が処理開始	
41年	・ 逗子市公共下水道事業に着手	
	・ 横須賀市上町浄化センターが処理開始	
	・ 小田原市寿町終末処理場が処理開始	
42年	・ 相模原市公共下水道事業に着手 (S44 相模川流域下水道に編入)	
43年	・ 横浜市北部第一処理場が処理開始	
44年	・ 大和市中部下水処理場が処理開始	・ 相模川流域下水道事業に着手 (平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町の関連11市町)
	・ 横須賀市下町浄化センターが処理開始	・ 厚木市公共下水道 (流関) 事業に着手
45年		
	・ 下水道法の一部を改正 (法目的に「公共水域の水質の保全に資すること」を追加)	
		・ 相模川流域下水道に城山町が区域編入 (関連12市町)
46年		・ 伊勢原市公共下水道 (流関) 事業に着手
47年	・ 鎌倉市七里ガ浜終末処理場が処理開始	
	・ 逗子市桜山終末処理場が処理開始	
	・ 横浜市栄第二処理場が処理開始	
	・ 横浜市港北処理場が処理開始	
48年	・ 箱根町公共下水道事業に着手	・ 酒匂川流域下水道事業に着手 (小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、及び開成町の関連7市町)
	・ 川崎市加瀬環境センターが処理開始	・ 海老名市、座間市公共下水道 (流関) 事業に着手
		・ 相模川流域下水道右岸処理場が処理開始
		・ (相) 平塚市、厚木市、伊勢原市が供用開始
49年	・ 湯河原町公共下水道事業に着手	・ 寒川町公共下水道 (流関) 事業に着手
	・ 秦野市公共下水道事業に着手	

年 代	単 独 公 共 下 水 道	流 域 下 水 道
昭和50年		・綾瀬市、大井町、愛川町公共下水道（流関）事業に着手
51年	・芦ノ湖周辺公共下水道事業に着手	・小田原市公共下水道（流関）事業に着手
52年	・横浜市緑処理場が処理開始 ・綾瀬市公共下水道事業に着手	・南足柄市、城山町公共下水道（流関）事業に着手 ・相模川流域下水道左岸処理場が処理開始
53年	・横浜市神奈川処理場が処理開始 ・伊勢原市公共下水道事業に着手	・（相）茅ヶ崎市が供用開始 ・相模川流域下水道門沢橋ポンプ場が供用開始
54年	・横浜市金沢処理場が処理開始	・（相）海老名市、座間市が供用開始 ・（相）相模原市が供用開始
55年		・財団法人 神奈川県下水道公社の設立 ・松田町公共下水道（流関）事業に着手
56年	・秦野市浄水管理センターが処理開始	・開成町公共下水道（流関）事業に着手
57年	・川崎市等々力環境センターが処理開始	・酒匂川流域下水道左岸処理場が処理開始 ・（酒）小田原市が供用開始
58年	・横浜市西部処理場が処理開始	・山北町公共下水道（流関）事業に着手
59年	・横須賀市追浜浄化センターが処理開始 ・横浜市北部第二処理場が処理開始 ・横浜市栄第一処理場が処理開始	・（相）寒川町が供用開始
60年	・箱根町仙石原浄水センターが処理開始 ・湯河原町湯河原浄化センターが処理開始 ・藤沢市大清水浄化センターが処理開始	・藤沢市公共下水道（流関）事業に着手 ・（相）愛川町が供用開始
61年	・伊勢原市伊勢原終末処理場が処理開始	・（酒）大井町が供用開始
62年	・綾瀬市綾瀬終末処理場が処理開始	・（相）綾瀬市が供用開始
63年	・大和市北部下水処理場が処理開始	
平成元年	・川崎市麻生環境センターが処理開始 ・箱根町宮城野浄化センターが処理開始	・（酒）南足柄市、松田町、開成町が供用開始 ・（相）城山町が供用開始 ・相模川流域下水道に津久井町、相模湖町、藤野町、大磯町、平塚市西部が区域編入（関連16市町） ・酒匂川流域下水道に二宮町、中井町が区域編入（関連9市町） ・大磯町、二宮町、中井町、津久井町、相模湖町、藤野町公共下水道（流関）事業に着手
2年	・清川村特定環境保全公共下水道事業に着手	・（酒）山北町が供用開始 ・（相）藤沢市が供用開始
3年	・三浦市公共下水道事業に着手	
4年	・葉山町公共下水道事業に着手 ・真鶴町が広域公共下水道事業に着手	・（相）大磯町が供用開始
	・県内の全市町村が下水道事業に着手	
5年	・鎌倉市山崎水質浄化センターが処理開始	
6年		・相模川流域下水道東豊田ポンプ場が供用開始
7年		・相模川流域下水道太井ポンプ場が供用開始 ・（相）津久井町が供用開始
8年		
	下水道法の一部を改正	
	●下水の処理等に伴い発生した汚泥等の適切な処理に関する下水道管理者の責務の明確化（法第21条の2） ●下水道施設の有する空間の有効利用（法第24条）	

年 代	単 独 公 共 下 水 道	流 域 下 水 道
平成9年	・ 清川村清川下水浄化センターが処理開始	・ 相模川流域下水道寸沢嵐ポンプ場が供用開始 ・ 相模川流域下水道千木良ポンプ場が供用開始 ・ (相) 相模湖町が供用開始 ・ 酒匂川流域下水道右岸処理場が処理開始 ・ 秦野市公共下水道（流関）事業に着手
10年	・ 三浦市東部浄化センターが処理開始 ・ 横須賀市西浄化センターが処理開始	
11年	・ 葉山町葉山浄化センターが処理開始	・ 酒匂川流域下水道川匂ポンプ場が供用開始 ・ (酒) 二宮町が供用開始 ・ (酒) 中井町が供用開始 ・ (酒) 秦野市が供用開始
12年		・ 相模川流域下水道与瀬ポンプ場が供用開始 ・ 相模川流域下水道吉野ポンプ場が供用開始 ・ (相) 藤野町が供用開始
下水道法の一部を改正 ● 流域別下水道整備総合計画を定める際の建設大臣の承認を廃止（法第2条の2） ● 建設大臣の工事に対する監督等、及び厚生大臣又は建設大臣の処理場の維持管理に関する勧告を廃止（法第37条） ● 公共下水道（一部を除く）に係る事業計画の認可、指示及び報告徴収権限を都道府県知事に位置付け（法第4条、37条、39条）		
14年		・ (酒) 小田原市との流域下水汚泥処理事業に着手
15年	下水道法施行令の一部を改正 ● 公共下水道等の構造基準を制定（令第5条の4～7） ● 下水管理者が放流先の状況等を考慮して定める「計画放流水質」の導入（令第5条の5、6条） ● 合流式下水道における雨天時の放流水の水質基準を設定（令第6条、12条）	
16年		・ (酒) 小田原市との流域下水汚泥処理事業が供用開始
17年	下水道法の一部を改正 ● 雨水流域下水道の制度の創設（法第2条） ● 流域下水道整備総合計画の窒素又はリンの削減目標量を定め、自治体間で協力して高度処理を行う仕組みの創設（法第2条の2、31条の3） ● 事業場における事故により、有害物質又は油を公共下水道に排出した者に対する措置の義務付け（法第12条の9）	
19年	・ 真鶴町真鶴中継ポンプ場が供用開始	・ 相模川流域下水道戸田ポンプ場が供用開始
県内の全市町村が公共下水道を供用開始		
24年		・ 酒匂川流域下水道に箱根町湯本地区、小田原市西部が区域編入（関連10市町）
下水道法の一部を改正 ● 流域別下水道整備総合計画を定める際の国土交通大臣の同意協議を協議とする（法第2条の2） ● 公共下水道事業計画に係る大臣又は知事の認可を協議又は届出とする（法第4条、6条、25条の3、5、42条） ● 公共下水道及び流域下水道の構造の技術上の基準、終末処理場・都市下水路の維持管理に関する基準は、政令で定める基準を参酌して管理者である地方公共団体の条例で定めることとする（法第7条、21条、28条）		

年 代	単 独 公 共 下 水 道	流 域 下 水 道
平成27年		
		下水道法の一部を改正 ●雨水公共下水道制度の創設（法第2条） ●事業計画の記載事項として点検の方法・頻度を追加（法第5条、25条の12） ●下水道の維持修繕基準の創設（法第7条の2） ●災害時維持修繕協定制度の創設（法第15条の2） ●下水汚泥が燃料・肥料として再生利用されるよう努めることを明確化（法第21条の2） ●民間による下水熱利用の規制緩和（法第24条、25条の17） ●浸水被害対策区域制度の創設（法第25条の2～25条の9）
28年	・小田原市寿町終末処理場が処理機能を廃止	・（酒）小田原市との流域下水汚泥処理事業を廃止し、小田原市西部の汚水受け入れを開始
30年		・処理場の呼称を変更 相模川流域下水道左岸処理場→柳島水再生センター 相模川流域下水道右岸処理場→四之宮水再生センター 酒匂川流域下水道左岸処理場→酒匂水再生センター 酒匂川流域下水道右岸処理場→扇町水再生センター
令和2年 3年	・横須賀市上町浄化センターが処理機能を廃止（下町浄化センターと統合）	・公営企業会計へ移行
		下水道法等の一部を改正 ●下水道法の改正 ・樋門等の操作規則の策定義務化（法7条の2） ・計画降雨の事業計画への位置付け（法第5～6条、25条の24～25） ・民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設（法第25条の10～21） ●水防法の改正 ・雨水出水浸水想定区域の指定対象の拡大（法第14条の2） ●特定都市河川浸水被害対策法の改正 ・洪水又は雨水出水による浸水を都市浸水と定義（法第2条） ・流域水害対策計画の拡充（法第4条） ・流域水害対策協議会の創設（法第6条）
6年		下水道法施行令の一部を改正 ●放流水の水質の技術上の基準（大腸菌数）を改正（令第6条） ●特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準（六価クロム化合物）を改正（令第9条の4）

下水道の役割

下水道法の目的

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

下水道の役割

下水道法の目的を達成するため、下水道には下記のような役割が求められています。

◆ 生活環境の改善

(周辺環境の改善)

生活あるいは生産活動に伴って生ずる汚水が速やかに排除されず、住宅地周辺に停滞すると、蚊や蝇、悪臭の発生源となるだけではなく、病原性微生物による伝染病の蔓延、視覚的影響により周辺環境は悪化します。下水道の整備をすることにより、汚水は速やかに排除され、周辺の環境は向上します。

(水洗化の促進)

くみ取り式トイレは、個々の住宅にとって非衛生的であり、悪臭に悩む原因となります。また都市全体を考えると、くみ取りし尿の処理処分は、悪臭、処理効率等に問題があり極めて欠点の多いものとなります。そこで下水道が整備されると、トイレの水洗化が可能になり、し尿は下水管渠により他の汚水とともに流下し、下水処理場において効率よく処理されます。

◆ 雨水の排除（浸水の防除）

下水道は、河川、水路、溝渠と同じく雨水排除のための機能も有しています。特に、わが国のように降水量の多い国では、河川とともに下水道の果たす役割は大きく、都市化が進展した地域では、在来水路の流下能力不足に加えて、雨水の浸透及び貯留能力の減少等によって雨水流出量が著しく増大するため、下水道の整備が緊急に必要となっています。

◆ 水質の保全

汚水が処理されないまま公共用水域に流入すると、水質の汚濁が進行します。下水道が汚水を排除、処理することで、河川等公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たしています。また、豊かな自然環境を保全することにも大きく寄与します。この水質保全の役割は、近年特に重視され、昭和 45 年の下水道法改正で同法の目的に加えられました。

◆ 下水道資源及び施設の有効利用

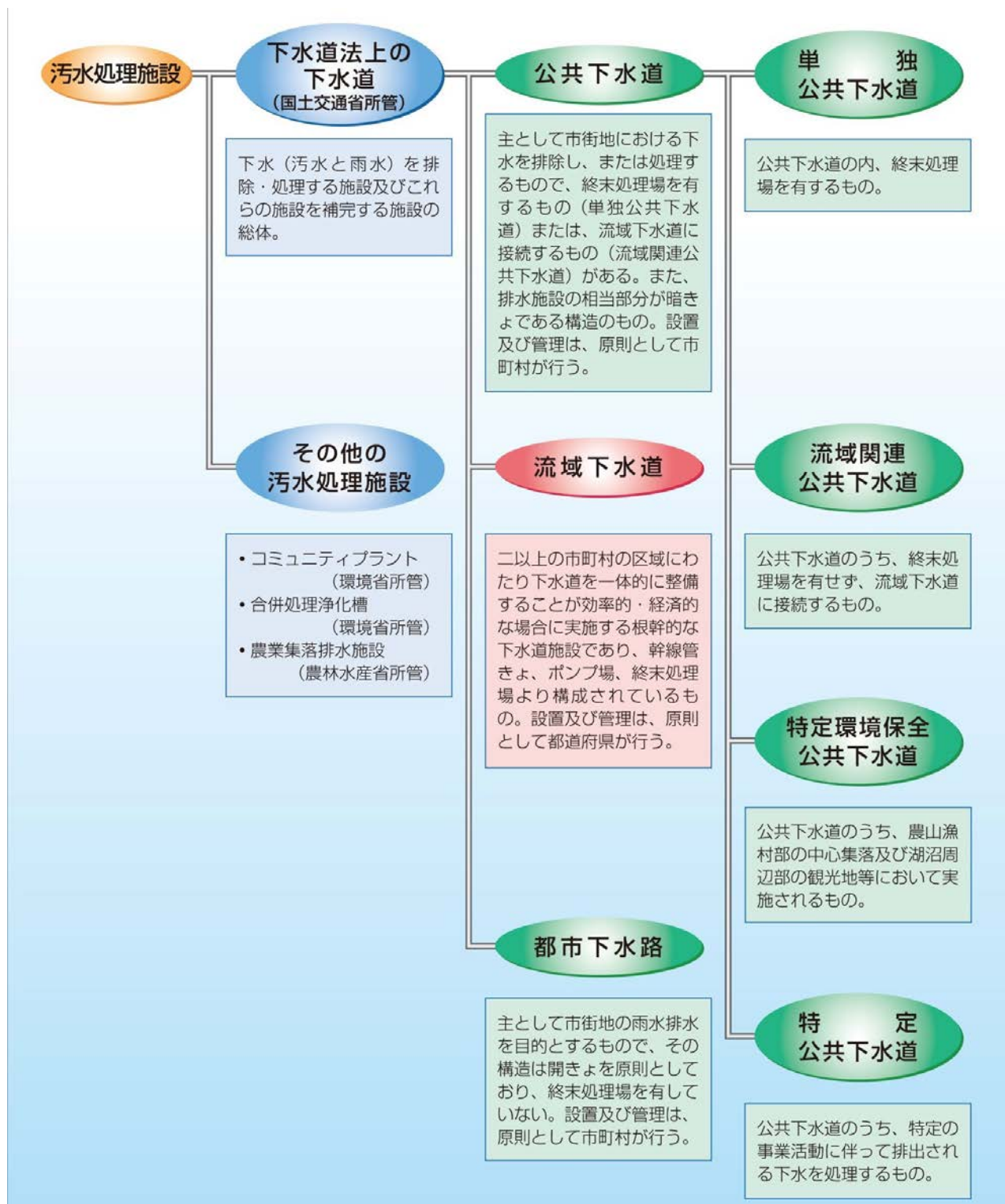
下水道は、処理水、汚泥等の多くの利用可能な資源・エネルギーを有しており、それらの有効活用は、省エネ・リサイクル社会の実現に役立ちます。また、処理場等の上部空間は公園等への活用が期待され、近年では下水管渠や処理場における下水熱のエネルギー利用など、様々な利用が期待できます。

下水道の種類としくみ

下水道の種類

一般に「下水道」と呼ばれるものには、いろいろなものがあり、それらの目的や効果には、大きな差があります。

各種下水道の位置づけ



出典：公益財団法人 神奈川県下水道公社ホームページ

(https://kanagawa-swf.or.jp/media/2026/03/kanagawa_ryuukigesuidou_R8.3.pdf)

各種下水道の関係



出典：公益財団法人 神奈川県下水道公社ホームページ

(https://kanagawa-swf.or.jp/media/2026/03/kanagawa_ryuikigesuidou_R8.3.pdf)

下水道のしくみ

■公共下水道



① マンホール
下水管の点検や清掃をするための入口です。

■除害施設



② 除害施設
工場、事業場排水の中には、下水管をつまらせたり、下水処理に影響を与えるものがあるので、そのような有害物質を取り除きます。

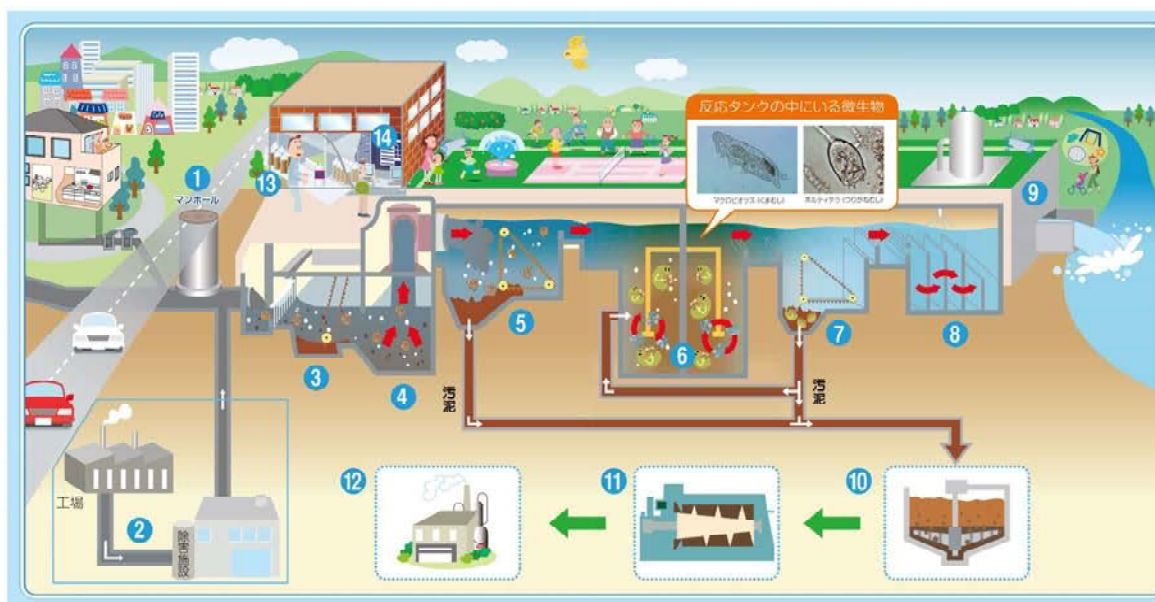
■水処理



③ 沈砂池
下水管から流入してきた下水に含まれる大きなゴミや土砂などを取り除き、ポンプのつまりや腐敗を防ぎます。



④ ポンプ室
地下深く流れてきた下水を水処理施設に送るため、必要の高さまでくみ上げます。



⑤ 最初沈殿池
沈砂池からの下水をさらにゆっくり流して、細かい汚れを沈殿させ、水面に浮かんだスカム（油や野菜くず）を取り除きます。これで水はかなりきれいになります。沈殿した汚泥は汚泥濃縮設備へ送られます。



⑥ 反応タンク
さらに水をきれいにするため、活性汚泥という微生物の混ざった泥を加えて、反応タンクの底から空気を送り込みます。微生物は下水の汚れを食べて繁殖し、綿のようなかたまりとなって沈みやすくなります。



⑦ 最終沈殿池
最終沈殿池で水をゆっくり流すと、綿のようなかたまりとなった活性汚泥が、水の底に沈み、水はすっかりきれいになります。沈んだかたまりは反応タンクへもどされ、ふたたび下水の浄化に利用されます。なお、汚れを食べて増えた活性汚泥は余剰汚泥といい、汚泥濃縮設備へ送られます。



⑧ 消毒施設
きれいになった水を消毒します。



⑨ 放流口
きれいに処理され、消毒された水が、いよいよ川や海へ放流されます。

■管理



⑬ 中央監視室
下水量や汚泥量の変化に応じて適切な処理ができるように、常時処理施設の運転状況を監視しています。

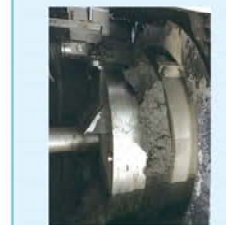


⑭ 水質試験室
ここでは、法令で定められた基準に適合しているかを検査する水質試験が行われます。

■汚泥処理



⑮ 汚泥焼却炉
有機物を食んだ脱水汚泥をこの焼却炉で燃やすと灰になり、減量されます。



⑯ 汚泥脱水設備
濃縮された汚泥に薬品が加えられて、さらに水分がしぼりとられ、固形物となります。この脱水された汚泥を脱水汚泥といいます。



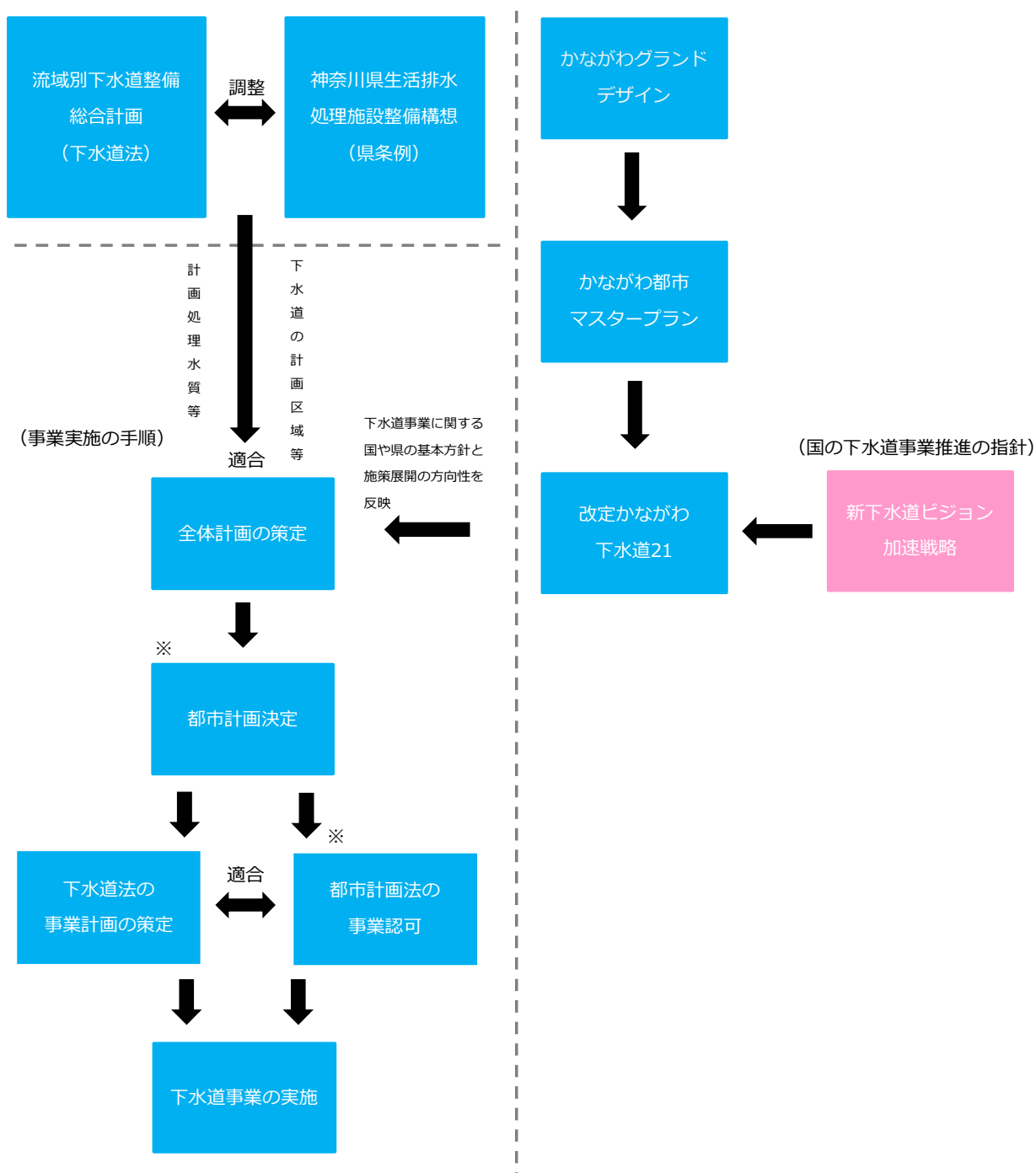
⑰ 汚泥濃縮設備
最初沈殿池や最終沈殿池で底に沈んだ汚泥が集められ、濃縮し水分を減らします。

計画の位置づけ

下水道管理者は、下水道事業計画に基づき事業を実施します。この下水道事業計画は、下水道整備に関する総合的な基本計画である流域別下水道整備総合計画や、生活排水の処理に関する基本方針である都道府県構想等の上位計画に適合している必要があります。

また、下水道は、都市計画に定めるべき都市施設のひとつであることから、都市計画事業として下水道事業を実施するためには、都市計画法の事業認可に適合している必要があります。

(法に基づく上位計画)



※ 都市計画区域外は不要

地方公共団体等が下水道事業を実施する場合の手続きは、次のように区分されます。

1 全体計画の策定

全体計画は、①雨水の排除（浸水の防除）、②生活環境の改善（汚水の排除）、③公共用水域の水質保全等といった下水道の目的が達成されるよう、その都市の実情に合わせて、総合的に策定する必要があります。

2 都市計画決定

都道府県の都市計画は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議決を経て決定されます。市町村の都市計画は、市町村都市計画審議会の議決を経て、県知事の同意を得た上で決定されます。

3 下水道法事業計画

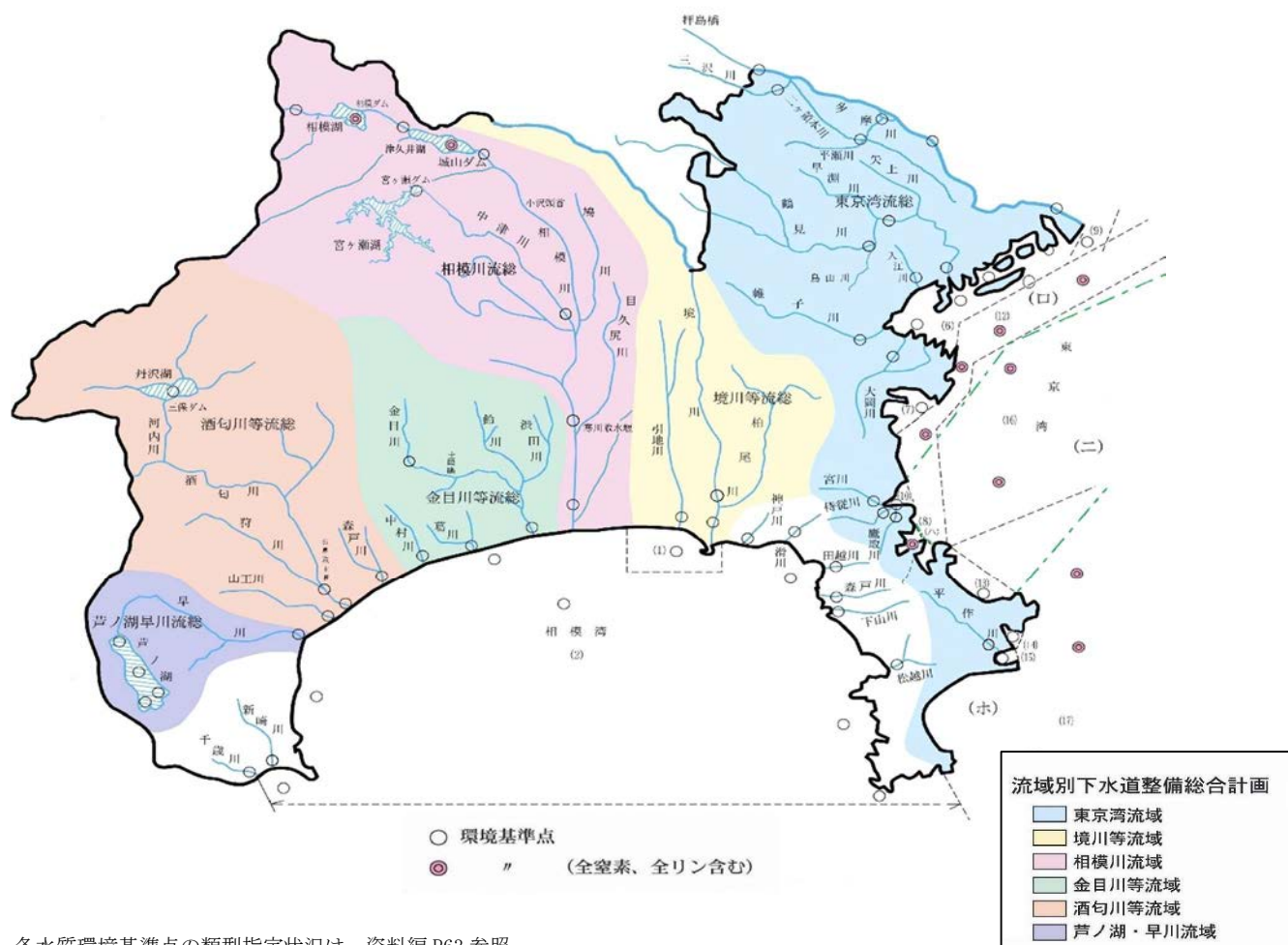
下水道事業計画は、下水道法の規定により、県知事（国土交通大臣）と協議を要するもので、下水道の配置、構造、能力等を定めた技術的な計画です。従って、都市計画決定の下水道計画よりも詳細で具体的な計画となっています。また下水道法事業計画は、5～7年程度の間に整備可能な範囲とするのが適当です。

4 都市計画法事業認可

都市計画で定められた下水道は、都市計画事業として施行されます。都市計画事業の事業計画には、事業の施行場所、施行期間が具体的に明示されています。認可により「土地収用法による事業認定」があったものとみなされるので、関係図書の写しを公衆の縦覧に供し、地域住民に事業施行期間及び事業地等の周知を図ります。

流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、都道府県が策定する下水道整備に関する総合的な基本計画で、水質環境基準の類型指定された公共用水域（河川、海域、湖沼等）について、その水質汚濁が2以上の市町村の区域における汚水によるもので、主として下水道の整備によって当該水質環境基準が達成される場合に、それぞれの公共用水域毎に策定することとされています。（下水道法第2条の2）



※ 各水質環境基準点の類型指定状況は、資料編 P63 参照

※ 本図は、汚水処理を受け持つ流域を示しております。

流域別下水道整備総合計画対象河川と関係市町村

流域名	対象河川等	関係市町村名
東京湾	東京湾及び鶴見川等	横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市(4市)
境川等	境川、引地川	横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、綾瀬市(6市)
相模川	相模川（相模湖、津久井湖を含む）	平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、相模原市、厚木市、座間市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、愛川町、大磯町、清川村(13市町村)
金目川等	金目川、葛川、中村川	秦野市、伊勢原市(2市)
酒匂川等	酒匂川、森戸川、山王川	小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、中井町、二宮町、箱根町(10市町)
芦ノ湖・早川	芦ノ湖、早川	小田原市、箱根町(2市町)

○概要

水質汚濁の原因となる生活排水が100%処理されるには、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効果的・効率的な整備を推進する必要があります。

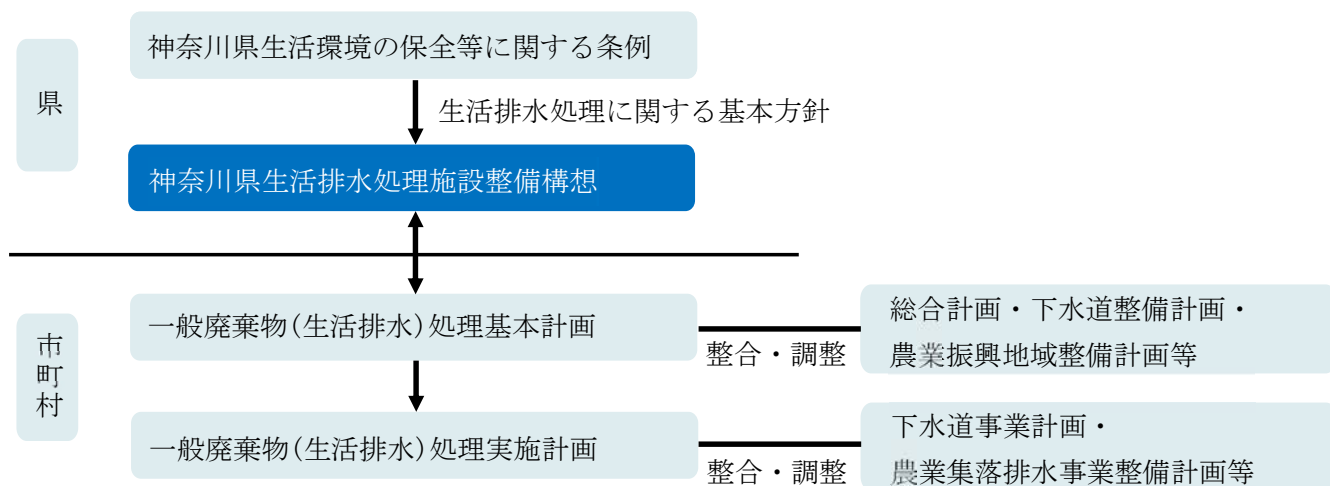
そのため、本県では、市町村が策定する生活排水処理施設の整備に係る計画や構想と整合性を図りながら、県全域を対象に、地域の実情に応じた整備手法を検討して、平成9年3月に「神奈川県生活排水処理施設整備構想」を策定しました。

平成16年3月には、経済性の観点等を踏まえた整備手法の点検・見直しの実施に基づく構想の改訂を行い、また平成23年2月及び平成31年1月には、今後見込まれる人口減少や高齢化の本格化、一段と厳しさを増す地方財政の状況など、社会・経済情勢等の大きな変化を踏まえて、改訂を行いました。

○位置付け・役割

この構想は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」第104条において、生活排水の処理に関する基本方針に位置づけられており、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定する「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を広域的な視点から調整して策定したものです。

また、この構想は、本県における生活排水処理施設の整備に関する基本的な考え方を示しており、市町村が生活排水処理施設の整備を進める上での指針的な役割を持つものです。



○基本方針

1 整備の基本方針

- ・ 本県では都市化が進んでいることを踏まえ、集合処理である下水道の整備を基本とします。
- ・ 農業振興地域（下水道区域を除く。）のうち、集合処理が適している区域については、農業集落排水施設の整備を進めます。
- ・ 家屋が点在し集合処理が適していない地域では、個別処理として合併処理浄化槽の普及を進めます。

2 整備手法選定の考え方

- ・ 生活排水処理施設の整備に当たっては、各地域における今後の人口動態・分布の見通しや既存生活排水処理施設の設置状況を考慮した上で、建設及び維持管理に係るコスト比較を行うとともに、当該地域の特性、住民の意向等を踏まえた総合的な判断により、それぞれの地域に最も適した効率的、経済的な整備手法を選定し、整備を進めます。

○整備目標

- ・ 各市町村が策定した早期概成アクションプランを集約した結果、概成年次の令和7年度までに生活排水処理率99%を目指します。
- ・ 最終年次である令和12年度までに生活排水処理率約100%を目指します。

目標生活排水処理率

年 度	基準年次	概成年次	最終年次
	(平成28年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
生活排水処理率	97.9%	99%	100%

(参考)

整備手法 \ 年度	基準年次 (平成28年度)		概成年次 (令和7年度)		最終年次 (令和12年度)	
	整備人口 (千人)	割合	整備人口 (千人)	割合	整備人口 (千人)	割合
下水道	8,848	96.6%	8,953	97.6%	8,901	98.3%
単独公共下水道	6,809	74.4%	6,886	75.1%	6,844	75.5%
流域関連公共下水道	2,036	22.2%	2,064	22.5%	2,053	22.7%
特定環境保全公共下水道	3	0.0%	3	0.0%	3	0.0%
農業集落排水施設	3	0.0%	3	0.0%	3	0.0%
集合処理合計	8,851	96.7%	8,956	97.6%	8,904	98.3%
個人設置型合併処理浄化槽	116	1.3%	136	1.5%	120	1.3%
市町村設置型合併処理浄化槽	2	0.0%	7	0.1%	10	0.1%
個別処理合計	118	1.3%	143	1.5%	130	1.4%
生活排水処理人口	8,971	—	9,100	—	9,040	—
全県人口	9,159	—	9,170	—	9,059	—
生活排水処理率	97.9%		99.2%		99.8%	

○神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画

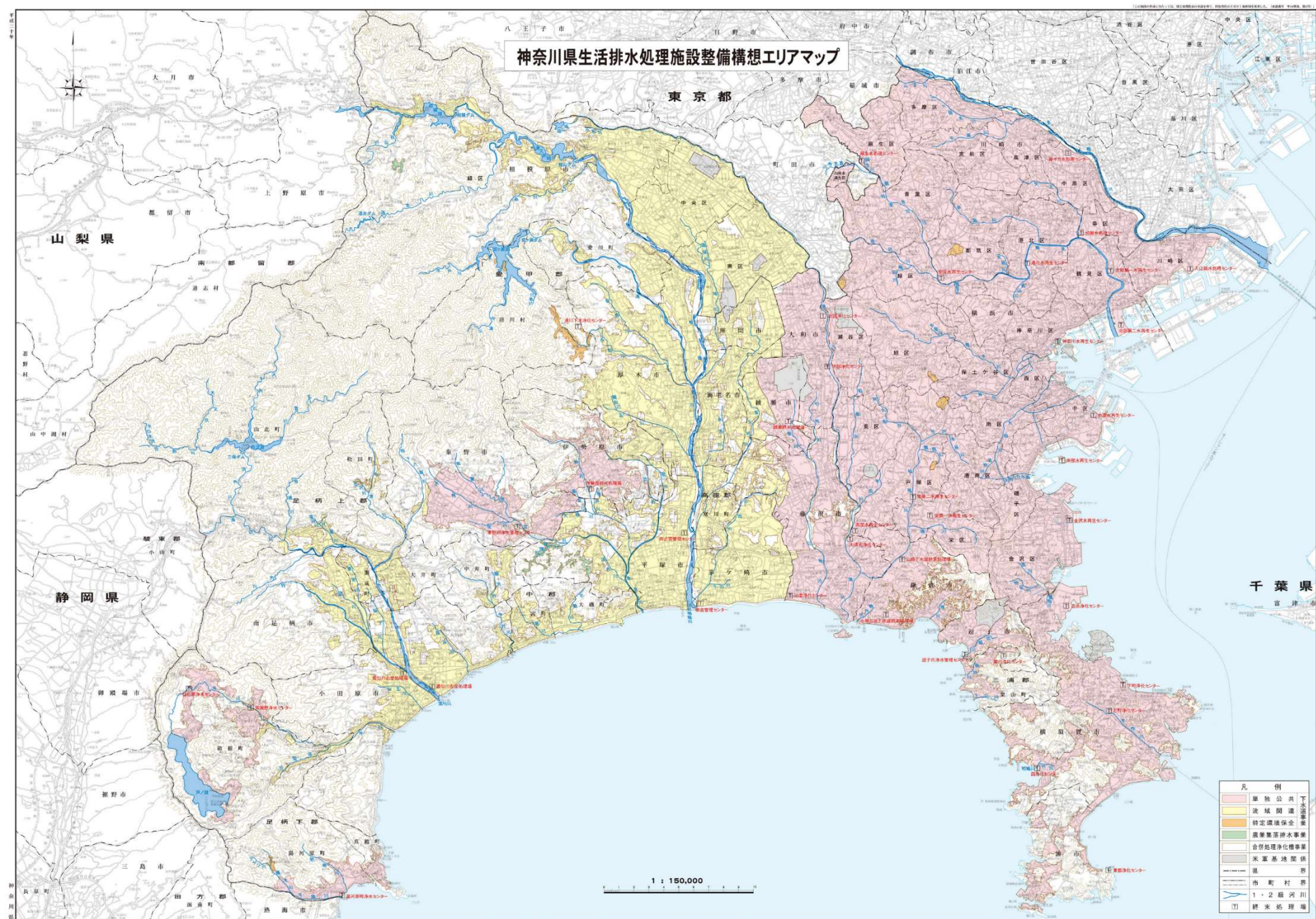
汚水処理事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少や技術者不足、施設の老朽化に伴う更新費用の増大等、経営環境の厳しさが増しており、効率的な事業運営が一層求められています。

そこで、県内の汚水処理施設の持続可能な事業運営を推進するため、県や市町村間の連携メニューと実施までのロードマップを示した「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を令和5年3月に策定しました。

本計画に定めた広域化・共同化の各連携メニューの実現に向けて、関係自治体と連携・協力しながら検討を進めています。

広域化・共同化の連携メニュー

分類	連携メニュー	連携内容
ハード	汚水処理共同化	汚水処理施設の統廃合など
	汚泥処理共同化	汚泥処理施設の統廃合や、緊急時等における施設間の相互融通
ソフト	維持管理共同化	下水管の点検や修繕などを共同実施
	事務の共同化	宅地内への接続工事を行う工事店の指定事務などを共同実施
	BCP共同化	災害時における市町村間の資機材融通や、訓練等を共同実施
	広報共同化	下水道への理解を深め、適正な利用や接続を促進させるための広報活動を共同実施



県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として2012(平成24)年に「かながわグランドデザイン基本構想」を策定し、神奈川の人口が減少に転じていることが予測される2025(令和7)年を見据え、基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向けて、超高齢社会や将来到来する人口減少社会をはじめとする様々な課題への対応を着実に進めてきました。

そうした中、今日では、神奈川においても明らかに人口減少局面に入り、超高齢社会や本格的な人口減少社会など予測していた社会が現実のものとして到来しています。さらに、新型コロナウイルス感染症など、予測し得なかった事態にも直面し、神奈川をとりまく社会環境は大きく変化しています。未来の姿をつぶさに見通すことは難しくなっていますが、想定し得ない事態が生じた場合でも、その影響を最小限に抑えることが求められます。できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要があります。

こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025(令和7)年よりもさらに先を見据えて「かながわグランドデザイン基本構想」を見直し、「新かながわグランドデザイン基本構想」として取りまとめました。

基本構想

目標年次 2040(令和22)年

● 基本理念

「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する

● 神奈川の将来像

- 誰もが安心してらせる
やさしい神奈川
- 誰もが自らの力を発揮して
活躍できる神奈川
- 変化に対応し
持続的に発展する神奈川

● 政策の基本方向

- 2040年に向けた政策の基本方向
- 政策分野別の基本方向
- 地域づくりの基本方向

基本理念
・将来像の達成

実施計画

2024(令和6)年～2027(令和9)年

● プロジェクト

- テーマⅠ 希望の持てる神奈川
テーマⅡ 持続的に発展する神奈川
テーマⅢ 自分らしく生きられる神奈川
テーマⅣ 安心してらせる神奈川
テーマⅤ 神奈川を支える基盤づくり

● 主要施策・計画推進

- 主要施策
・政策分野別の体系
- 計画推進
(1) 計画推進のための行政運営
(2) 計画の進行管理

[下水道関連の主要施策]

○政策分野：Ⅶ 県土・まちづくり

中柱

1 次の世代に引き継げる
持続可能な県土づくり

小柱

(3) 自然環境に配慮したまち
づくり

主要施策

705 みどりを保全・活用する
まちづくり

3 快適で安全・安心な住ま
い・まちづくり

(2) 快適な生活を支える上・
下水道の整備・充実

719 下水道整備の推進

720 下水道施設・資源の有効
活用

～ この美しい水を 未来の子供たちに ～

県では、神奈川の下水道整備の基本方向を広域的な視点から明らかにするため、平成9年に「かながわ下水道21」を策定し、県内全市町村の供用開始と市街地の概ねの整備を目標としてきました。

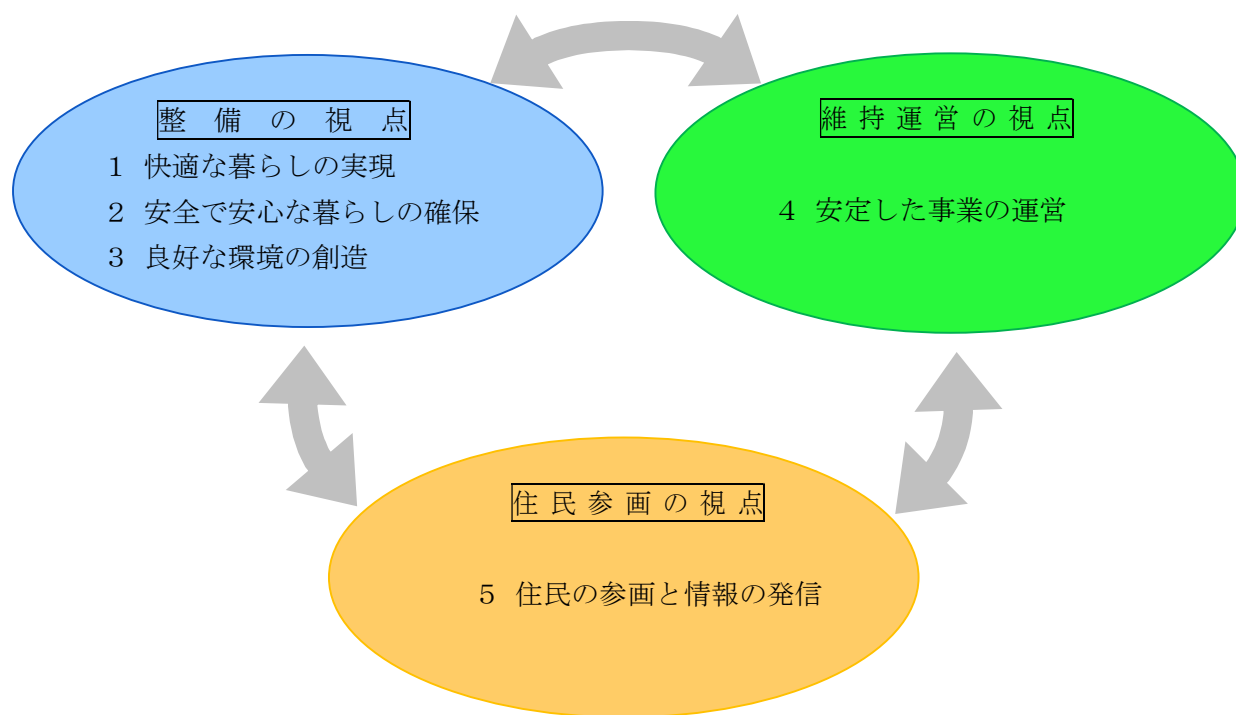
今後の下水道事業の推進にあたっては、人口減少等の社会情勢の変化や近年頻発するゲリラ豪雨を含む集中豪雨による浸水被害への対応、増大する下水道施設の計画的・効率的な維持管理等の新たな課題に取り組む必要が生じています。

また、地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換が求められている中、下水道事業として循環型社会の構築に貢献することが重要となっています。

そこで、これらの課題に対応するため、これまでの「かながわ下水道21」を改定し、「改定かながわ下水道21」といたしました。

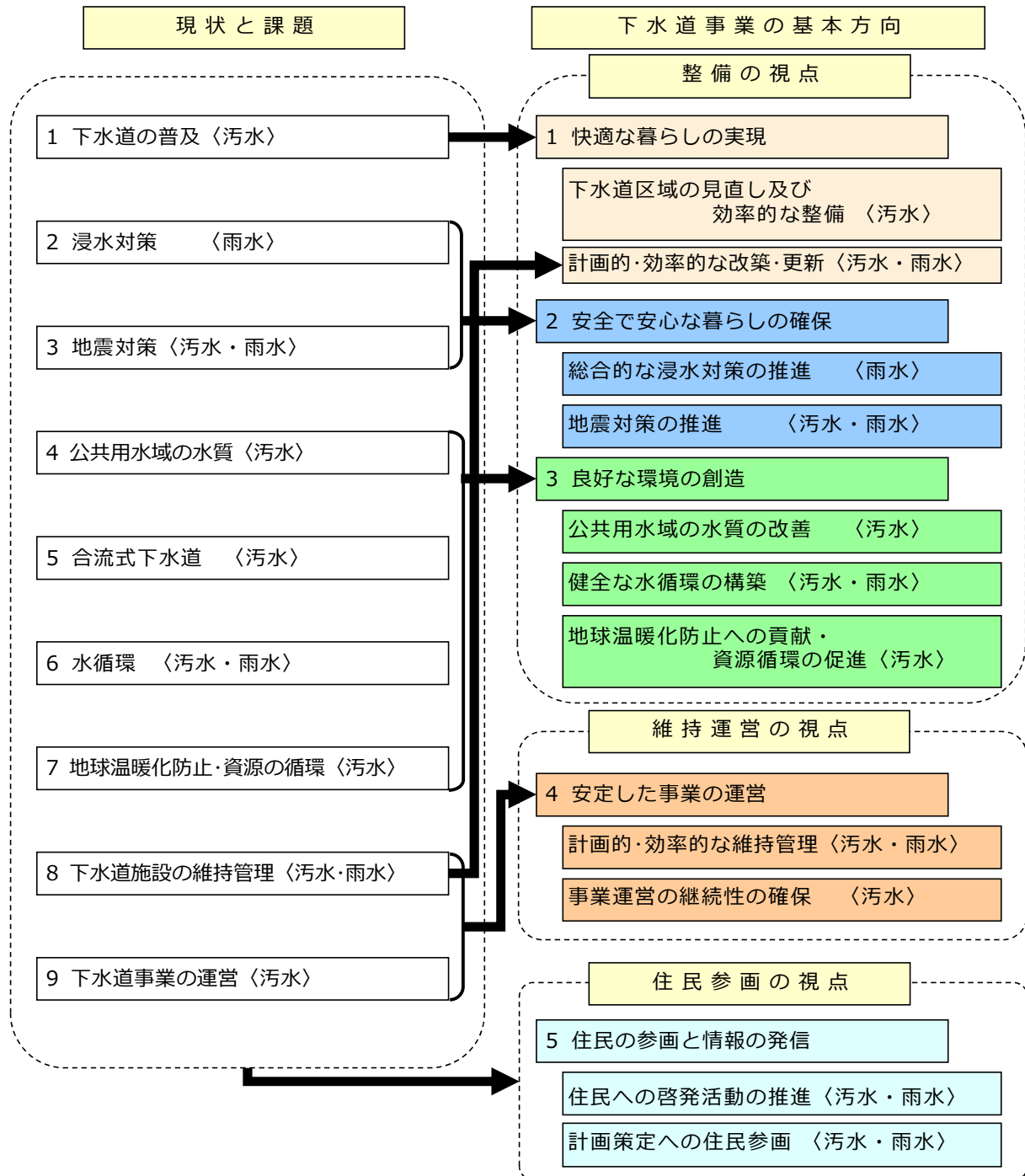
県及び市町村は、「改定かながわ下水道21」を指針として、下水道に関する計画を策定し、事業推進に取り組んでいます。

「改定かながわ下水道21」の基本方向



「この美しい水を 未来の子供たちに」とは、下水道を通じて得られた神奈川の美しい水環境を、将来にわたり残していけるよう、持続可能な事業を展開していくという「思い」を表しています。

「現状と課題」に対応した「下水道事業の基本方向」の整理



下水道事業

公共下水道事業

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの（単独公共下水道という）又は流域下水道に接続するもの（流域関連公共下水道という）であり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。また、公共下水道には、狭義の公共下水道のほか、特定の事業者の事業活動に主として利用される特定公共下水道と、農山漁村の中心集落及び自然保護を必要とする湖沼の周辺観光地等において実施される特定環境保全公共下水道があります。

なお、県内の 33 市町村（19 市 13 町 1 村）では、全ての自治体で汚水の処理が開始されており、下水道処理人口普及率は令和 6 年度末の 97.2%に対し、令和 7 年度末は 97.3%となっています。

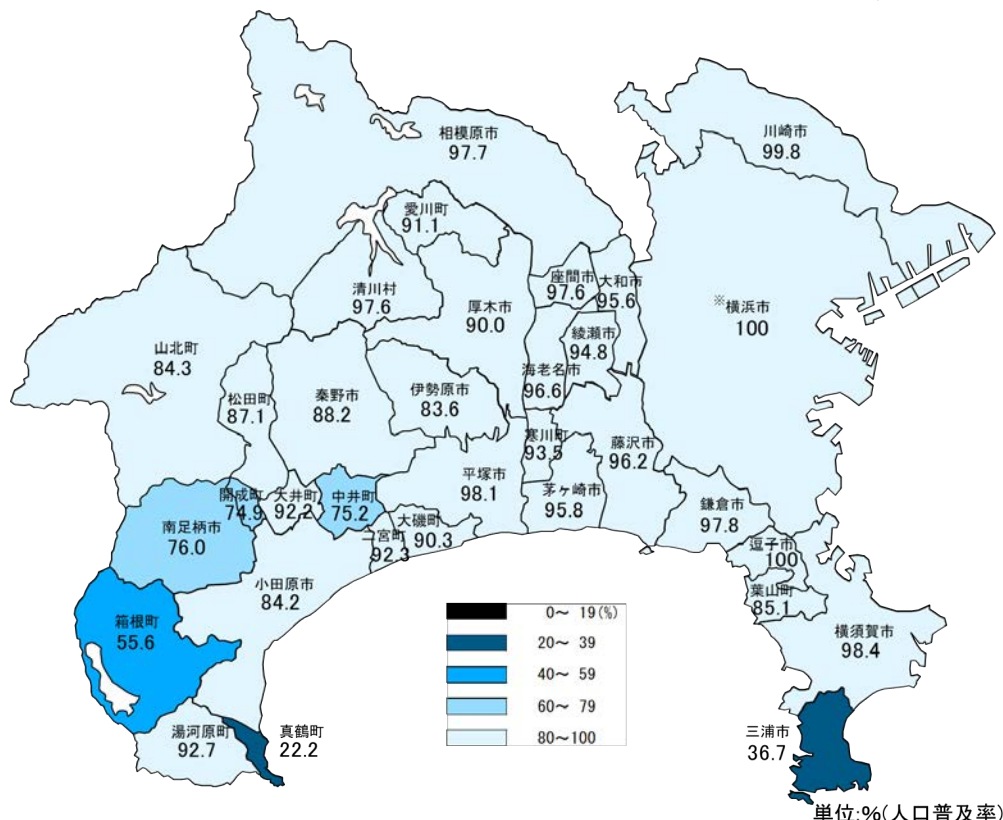
公共下水道の実施状況

（令和 7 年度末）

区 分		実施都市数			
		政令市	一般市	町村	計
単 独 公 共 下 水 道		2市	10市	4町	16市町
特定環境保全公共下水道		1市（1）		2町村（1）	3市町村（2）
流域関連 公共下水道	相模川	1市	8市（4）	3町	12市町（4）
	酒匂川		3市（1）	7町（1）	10市町（2）
	計	1市	11市（5）	10町（1）	22市町（6）

（ ）は区分の下水道に加え、単独公共下水道も実施している都市数

市町村別下水道処理人口普及状況図（令和 7 年度末実績） 単位：％



※横浜市の下水道処理人口普及率は、小数点第二位を四捨五入したことにより 100%と表記。(小数点二位四捨五入)

公共下水道の下水道処理人口普及率

(令和7年度末)

都 市 名	行 政 区 域 面 積 ha	下 水 道 全 体 計 画 区 域 面 積 ha	下 水 道 法 定 計 画 区 域 面 積 ha	処 理 区 域 面 積 ha	行 政 人 口 (A)千人	下 水 道 処 理 人 口 (B)千人	汚 水 処 理 人 口 (C)千人	下 水 道 処 理 人 口 普 及 率 (B/A)	汚 水 処 理 人 口 普 及 率 (C/A)	処 理 開 始 年 月 日
横 浜 市	43,823	41,835	40,270	31,634	3,757.1	3,755.8	3,756.4	100.0%	100.0%	(単)S.37. 4. 1
川 崎 市	14,296	11,290	11,290	10,754	1,546.4	1,544.0	1,545.5	99.8%	99.9%	(単)S.36. 9.25
相模原市	32,891	10,170	8,363	7,826	714.2	697.6	705.9	97.7%	98.8%	(相)S.54. 7. 1
指定都市 計	91,010	63,295	59,923	50,214	6,017.7	5,997.3	6,007.9	99.7%	99.8%	
横須賀市	10,080	6,492	6,198	5,923	372.8	366.8	369.7	98.4%	99.2%	(単)S.41. 6. 1
平 塚 市	6,783	3,632	3,617	3,588	256.3	251.3	255.2	98.1%	99.6%	(相)S.48. 6.25
鎌 倉 市	3,966	2,791	2,669	2,421	173.3	169.5	170.3	97.8%	98.3%	(単)S.47. 3.15
藤 沢 市	6,956	5,761	5,346	4,805	444.3	427.4	430.9	96.2%	97.0%	(単)S.39. 8. 5 (相)H. 2. 4. 1
小田原市	11,360	2,889	2,874	2,574	185.0	155.7	166.3	84.2%	89.9%	(単)S.41. 9. 1 (酒)S.57.12. 1
茅ヶ崎市	3,570	3,123	2,281	2,240	247.4	237.0	242.8	95.8%	98.2%	(単)S.51.10. 1 (相)S.52.12. 1
逗 子 市	1,728	864	864	864	57.2	57.2	57.2	100.0%	100.0%	(単)S.47. 4. 1
三 浦 市	3,206	775	238	238	39.1	14.4	27.3	36.7%	69.9%	(単)H.10. 8.15
秦 野 市	10,376	2,578	2,567	2,213	157.2	138.7	153.7	88.2%	97.8%	(単)S.56. 2. 4 (酒)H.11. 5. 1
厚 木 市	9,383	5,527	3,626	3,461	221.9	199.8	211.4	90.0%	95.2%	(相)S.48. 6.25
大 和 市	2,709	2,540	2,025	1,960	246.6	235.6	240.7	95.6%	97.6%	(単)S.44. 4. 1
伊勢原市	5,556	1,386	1,357	956	99.0	82.7	93.7	83.6%	94.7%	(相)S.48. 6.25 (単)S.62. 3. 5
海老名市	2,659	1,719	1,713	1,362	141.5	136.8	140.8	96.6%	99.5%	(相)S.53. 5. 1
座 間 市	1,757	1,373	1,316	1,230	131.2	128.0	129.0	97.6%	98.3%	(相)S.53. 4. 1
南足柄市	7,709	797	781	637	39.4	29.9	34.9	76.0%	88.5%	(酒)H. 1. 4. 1
綾 瀬 市	2,214	1,743	1,152	1,113	83.7	79.4	80.2	94.8%	95.7%	(単)S.62. 8. 1 (相)S.62.10. 1
一般市 計	90,012	43,990	38,624	35,585	2,895.8	2,710.0	2,804.2	93.6%	96.8%	
葉 山 町	1,704	513	513	480	31.3	26.6	28.8	85.1%	92.0%	(単)H.11. 3.29
寒 川 町	1,334	923	835	769	48.7	45.5	46.3	93.5%	95.1%	(相)S.59. 4.12
大 磯 町	1,718	639	639	519	31.4	28.4	29.4	90.3%	93.7%	(相)H. 4. 6. 1
二 宮 町	908	449	449	428	27.0	24.9	25.5	92.3%	94.3%	(酒)H.11. 4. 1
中 井 町	1,999	306	306	252	8.8	6.6	7.6	75.2%	86.6%	(酒)H.11. 4. 1
大 井 町	1,438	445	447	441	17.2	15.9	16.4	92.2%	95.1%	(酒)S.61. 4. 1
松 田 町	3,775	223	220	198	10.4	9.0	9.5	87.1%	92.0%	(酒)H. 1. 7. 1
山 北 町	22,464	375	367	318	9.0	7.6	8.1	84.3%	89.9%	(酒)H. 2. 9. 1
開 成 町	655	375	322	264	18.7	14.0	16.6	74.9%	89.0%	(酒)H. 1. 4. 1
箱 根 町	9,286	1,689	1,052	788	10.7	6.0	7.7	55.6%	71.3%	(単)S.60.10. 1
真 鶴 町	705	125	61	32	6.3	1.4	2.4	22.2%	37.5%	(単)H.19. 3.28
湯河原町	4,097	567	523	428	22.7	21.0	22.4	92.7%	98.7%	(単)S.60. 4. 1
愛 川 町	3,428	1,238	868	868	39.1	35.6	37.8	91.1%	96.8%	(相)S.60. 4.17
清 川 村	7,124	91	91	91	2.6	2.6	2.6	97.6%	99.2%	(単)H. 9. 9. 1
町村 計	60,635	7,958	6,693	5,876	284.0	245.1	261.1	86.3%	92.0%	
一般都市 計	150,647	51,948	45,317	41,461	3,179.8	2,955.2	3,065.4	92.9%	96.4%	
合 計	241,657	115,243	105,240	91,674	9,197.5	8,952.5	9,073.3	97.3%	98.6%	

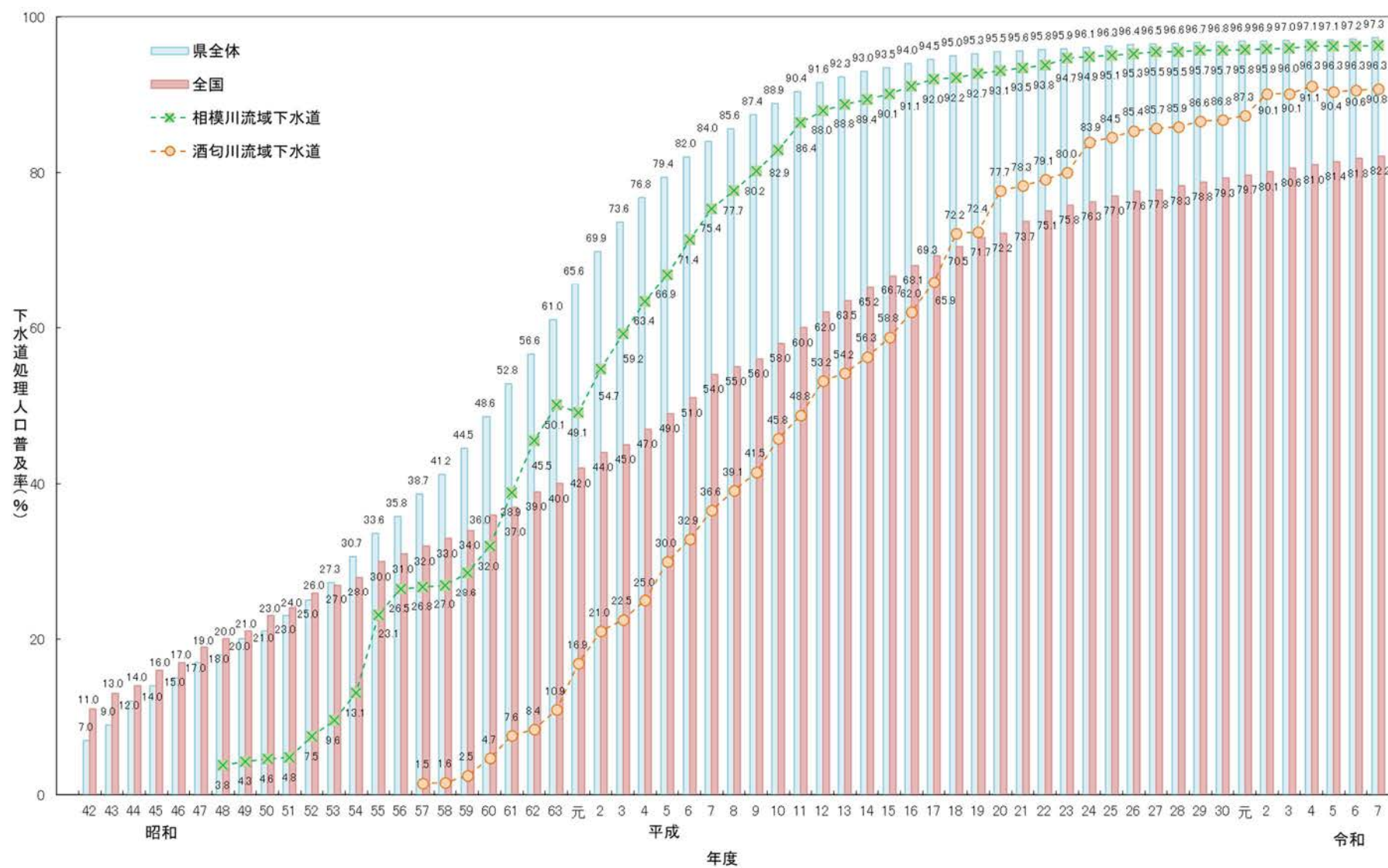
注1) 処理開始における記号の説明 (単)単独公共 (相)相模川流域関連 (酒)酒匂川流域関連

注2) 各数値は、四捨五入し記載しているため、合計等と合わない場合がある

注3) 小田原市の単独公共区域は、平成28年4月1日に酒匂川流域下水道に編入。

注4) 横浜市の普及率は小数点第二位を四捨五入したことにより100%とされている。

公共下水道の下水道処理人口普及率推移



本県の下水道処理人口普及率は、全国平均の 82.2%を上回り、東京都に次ぎ、全国で 2 番目の普及率となっています。

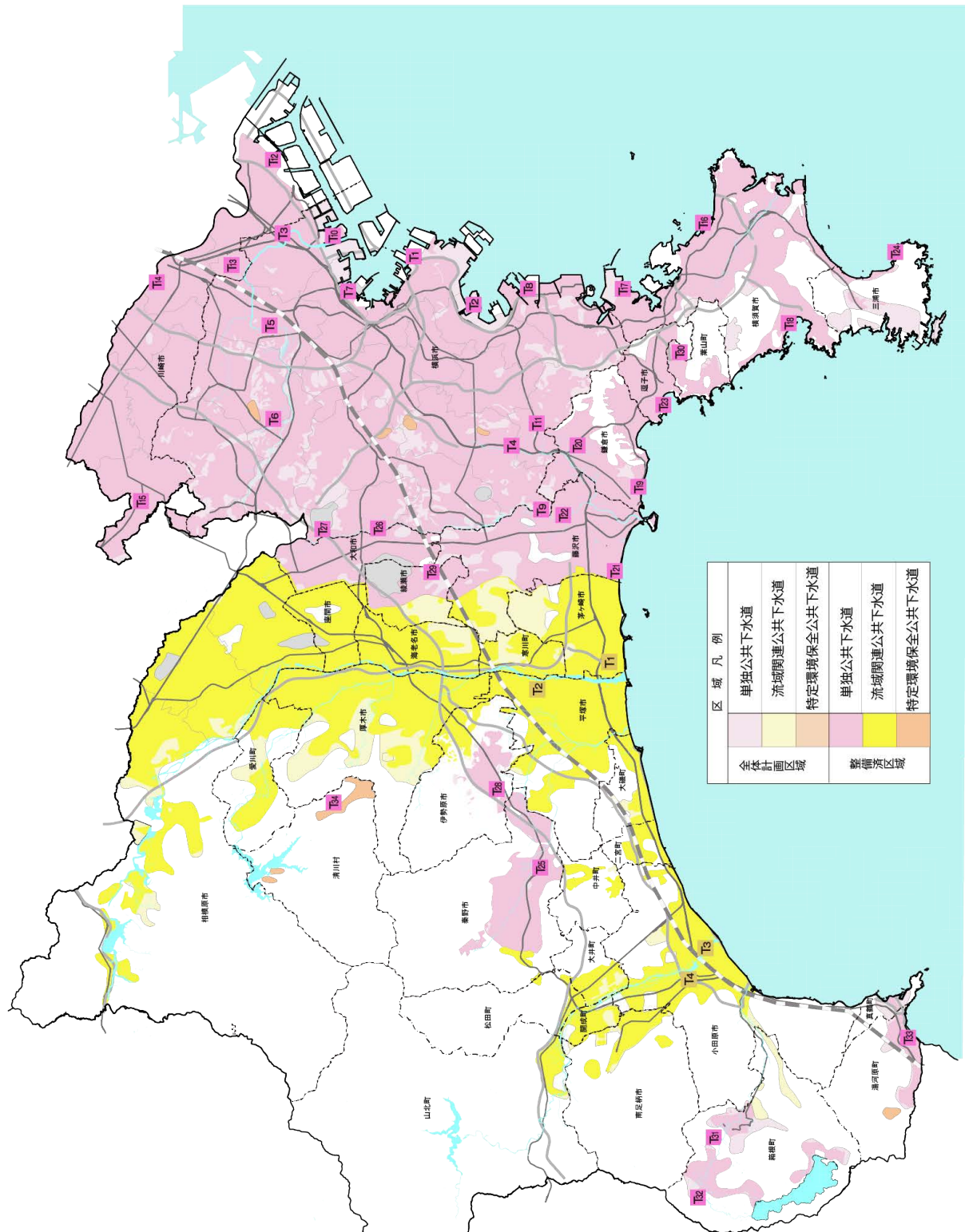
都道府県別下水道処理人口普及率

(令和 7 年度末)



公共下水道（污水）整備状況図

処理場	施設	凡例
T1	相模川流域 柳島水再生センター	
T2	相模川流域 四之宮水再生センター	
T3	酒匂川流域 酒匂川水再生センター	
T4	酒匂川流域 兩町水再生センター	
T11	横浜市中部水再生センター	
T12	横浜市中部水再生センター	
T13	横浜市中部第二水再生センター	
T14	横浜市中部第二水再生センター	
T15	横浜市中部第二水再生センター	
T16	横浜市中部第二水再生センター	
T17	横浜市中部第二水再生センター	
T18	横浜市中部第二水再生センター	
T19	横浜市中部第二水再生センター	
T20	横浜市中部第二水再生センター	
T21	横浜市中部第二水再生センター	
T22	横浜市中部第二水再生センター	
T23	横浜市中部第二水再生センター	
T24	横浜市中部第二水再生センター	
T25	横浜市中部第二水再生センター	
T26	横浜市中部第二水再生センター	
T27	横浜市中部第二水再生センター	
T28	横浜市中部第二水再生センター	
T29	横浜市中部第二水再生センター	
T30	横浜市中部第二水再生センター	
T31	横浜市中部第二水再生センター	
T32	横浜市中部第二水再生センター	
T33	横浜市中部第二水再生センター	
T34	横浜市中部第二水再生センター	



浸水対策

下水道における浸水対策は、5年に1回程度発生する規模の降雨に対して、浸水を防ぐという観点で進めており、下水道による都市浸水対策達成率は令和6年度末の67.1%に対し、令和7年度末は67.4%となっています。

下水道による都市浸水対策達成率

(令和7年度末)

都市名	行政区域面積	都市浸水対策を実施すべき区域※の面積	5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積	下水道による都市浸水対策達成率
	ha	(A) ha	(B) ha	(B/A) %
横浜市	43,823	40,070	26,746	66.7%
川崎市	14,296	11,290	6,476	57.4%
相模原市	32,891	3,406	2,996	88.0%
指定都市計	91,010	54,766	36,217	66.1%
横須賀市	10,080	6,051	3,802	62.8%
平塚市	6,788	3,613	3,206	88.7%
鎌倉市	3,966	1,938	1,561	80.5%
藤沢市	6,956	5,488	3,422	62.3%
小田原市	11,360	2,822	2,431	86.1%
茅ヶ崎市	3,570	2,279	1,228	53.9%
逗子市	1,728	864	858	99.3%
三浦市	3,206	786	155	19.7%
秦野市	10,376	195	66	34.0%
厚木市	9,383	587	513	87.5%
大和市	2,709	2,025	1,415	69.9%
伊勢原市	5,556	1,313	969	73.8%
海老名市	2,659	1,502	778	51.8%
座間市	1,757	455	436	95.8%
南足柄市	7,709	113	0	0.0%
綾瀬市	2,214	1,743	690	39.6%
一般市計	90,017	31,772	21,529	67.8%
葉山町	1,704	—	—	—
寒川町	1,334	876	579	66.0%
大磯町	1,718	584	218	37.3%
二宮町	908	434	393	90.4%
中井町	1,999	236	206	87.3%
大井町	1,438	429	429	100.0%
松田町	3,775	220	220	100.0%
山北町	22,464	337	337	100.0%
開成町	655	200	200	100.0%
箱根町	9,286	893	893	100.0%
真鶴町	705	28	5	18.0%
湯河原町	4,097	97	97	100.0%
愛川町	3,428	868	541	62.3%
清川村	7,124	—	—	—
町村計	60,635	5,202	4,118	79.1%
一般都市計	150,652	36,975	25,647	69.4%
合計	241,662	91,740	61,864	67.4%

注) 各数値は、四捨五入し記載しているため、合計等と合わない場合がある

※「都市浸水対策を実施すべき区域」とは、以下のいずれかに該当する地区

- ・地下空間高度利用地区（地下街、地下鉄駅構内等）を有する地区
- ・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）を有する地区
- ・商業・業務集積地区（商店街、官庁街、大規模オフィスビル等を含む地区等）を有する地区
- ・交通拠点施設・主要幹線地区（終着駅、複数路線の結節点となっている駅、緊急輸送道路等になりうる幹線道路等）を有する地区
- ・地域防災計画に位置付けられた防災関連施設地区（災害時の防災拠点や避難所、緊急医療施設、役所、消防本部、消防署等）を有する地区
- ・一般市街地の床上浸水常襲地区を有する地区など、早期に浸水被害を解消すべき地区
- ・災害の未然防止の観点から、早期に浸水被害を解消すべき地区

公共下水道の事業費

県内の公共下水道事業費は、平成5年度の3,128億円をピークに減少傾向にあり、平成22年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

公共下水道の事業費内訳

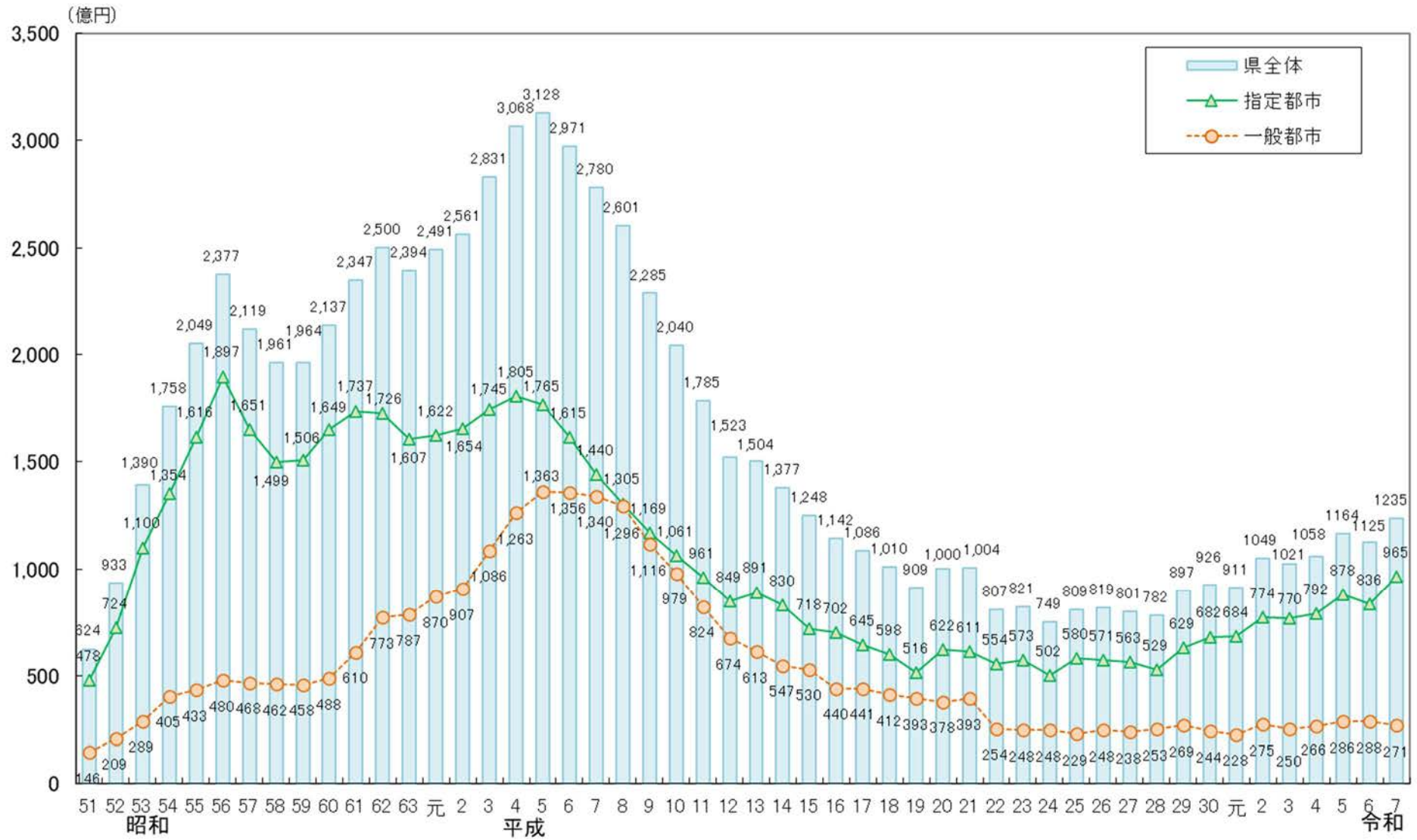
令和7年度実績（単位：億円）

都市名	処理場費	管渠費（ポンプ場合含む）			その他	総事業費
		汚水	雨水	小計		
横 浜 市	232.55	159.68	269.95	429.63	0.00	662.18
川 崎 市	148.31	27.40	58.80	86.20	2.28	236.80
相 模 原 市	0.00	26.81	36.07	62.88	2.85	65.73
指定都市計	380.86	213.89	364.82	578.71	5.14	964.71
横 須 賀 市	27.88	11.58	22.01	33.59	0.00	61.47
平 塚 市	0.00	5.02	8.67	13.69	3.01	16.70
鎌 倉 市	0.22	3.96	1.99	5.96	0.09	6.26
藤 沢 市	11.99	13.66	4.55	18.22	0.10	30.30
小田原市	0.00	13.44	3.43	16.87	2.50	19.37
茅ヶ崎市	0.00	14.29	3.33	17.62	2.18	19.80
逗 子 市	7.77	2.68	0.00	2.68	0.00	10.45
三 浦 市	0.01	2.01	0.00	2.01	0.81	2.82
秦 野 市	0.15	3.36	3.29	6.65	0.05	6.85
厚 木 市	0.00	6.08	8.01	14.09	1.27	15.36
大 和 市	7.73	1.80	2.41	4.20	0.02	11.95
伊勢原市	0.54	4.96	3.15	8.11	0.34	8.99
海老名市	0.00	3.40	3.37	6.76	1.25	8.02
座 間 市	0.00	2.17	0.05	2.22	0.49	2.72
南足柄市	0.00	2.02	0.00	2.02	0.70	2.71
綾 瀬 市	0.74	2.29	0.06	2.36	0.14	3.23
一般市計	57.02	92.73	64.33	157.06	12.94	227.02
葉 山 町	5.14	6.28	0.00	6.28	0.00	11.42
寒 川 町	0.00	2.46	1.01	3.47	0.60	4.07
大 磯 町	0.00	7.96	1.75	9.71	0.13	9.84
二 宮 町	0.00	2.16	0.00	2.16	0.18	2.34
中 井 町	0.00	0.03	0.00	0.03	0.13	0.16
大 井 町	0.00	0.34	0.00	0.34	0.14	0.49
松 田 町	0.00	0.01	0.00	0.01	0.08	0.10
山 北 町	0.00	0.24	0.00	0.24	0.16	0.39
開 成 町	0.00	1.31	0.00	1.31	0.30	1.61
箱 根 町	0.23	3.42	0.00	3.42	2.95	6.60
真 鶴 町	0.00	0.16	0.00	0.16	0.14	0.30
湯 河 原 町	0.69	0.41	0.00	0.41	0.01	1.11
愛 川 町	0.00	1.18	2.26	3.44	0.29	3.73
清 川 村	0.00	1.49	0.00	1.49	0.00	1.49
町 村 計	6.07	27.47	5.01	32.48	5.10	43.65
一般都市計	63.09	120.19	69.34	189.54	18.04	270.66
合 計	443.95	334.09	434.16	768.24	23.18	1,235.37

注1）各数値は、四捨五入し記載しているため、合計等と合わない場合がある

注2）その他には、流域負担金のほか広域処理の負担金を含む

公共下水道事業費の推移



流域下水道事業

流域下水道とは、地方公共団体（市町村）が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、処理するために地方公共団体（原則として県）が管理する下水道で、2市町村以上の下水を排除し、終末処理場を有するものです。

本県の流域下水道は、県民の飲み水として欠くことのできない相模川、酒匂川の水質保全と流域関連市町的生活環境の改善を図るため計画されています。そのため、流域下水道管理者である県と公共下水道管理者である流域関連市町の協力体制のもとで、流域下水道の建設と維持管理が行われています。

相模川流域下水道事業

相模川流域下水道は、昭和44年から相模川流域関連の9市2町の区域を対象に事業に着手し、昭和48年6月に四之宮水再生センター（右岸処理場）、昭和52年12月に柳島水再生センター（左岸処理場）において、それぞれ一部の市町で処理を開始しました。その後、処理区域を拡大し、現在流域関連の9市3町で事業を実施し、平成12年には、全ての市町で処理を開始しました。

この結果、令和7年度には、9市3町の下水約614千 m^3 /日を処理し、令和7年度末現在の流域関連公共下水道の下水道処理人口普及率は96.3%となっています。

相模川流域関連公共下水道の普及状況

（令和7年度末現在）

処理 区名	都 市 名	全 体 計 画 区 域 内 行 政 人 口 (A) 千人	処 理 区 域 人 口 (B) 千人	処 理 区 域 面 積 ha	下 水 道 処 理 人 口 普 及 率 (B/A) %	処 理 開 始 年 月 日 等
左 岸 処 理 区	相 模 原 市	705.1	697.5	7,826	97.3	処理開始 S.52.12.1 処理開始済 8市町
	座 間 市	131.2	128.0	1,230		
	綾 瀬 市	19.4	16.8	337		
	海老名市	141.5	136.8	1,362		
	寒 川 町	49.0	46.0	769		
	藤 沢 市	15.9	11.8	302		
	茅ヶ崎市	243.8	233.5	2,203		
	平 塚 市	0.5	0.5	11		
	左 岸 計	1,306.4	1,270.9	14,040		
右 岸 処 理 区	愛 川 町	39.0	35.6	852	94.2	処理開始 S.48.6.25 処理開始済 5市町
	厚 木 市	222.1	199.9	3,461		
	伊勢原市	33.5	29.2	390		
	平 塚 市	251.4	250.8	3,577		
	大 磯 町	31.4	28.4	519		
	右 岸 計	577.3	543.8	8,799		
合	計	1,883.8	1,814.8	22,839	96.3	

注) 各数値は、四捨五入し記載しているため、合計等と合わない場合がある

相模川流域下水道 全体計画諸元

(令和2年度策定)

処理 区 名	項 目	計 画 面 積 ha	計 画 人 口 人	家 庭 ・ 営 業 汚 水 量		工場排水量 m³/日	地 下 水 量 m³/日	開発計画汚水量		計	
				日平均 m³/日	日最大 m³/日			日平均 m³/日	日最大 m³/日	日平均 m³/日	日最大 m³/日
左 岸 処 理 区	相 模 原 市	10,169.80	677,000	189,169	236,461	28,341	23,695	2,761	2,884	243,966	291,381
	座 間 市	1,372.60	120,800	33,360	42,153	4,688	4,228	0	0	42,276	51,069
	綾 瀬 市	640.60	19,700	5,420	6,849	5,322	690	157	157	11,589	13,018
	海 老 名 市	1,718.70	140,000	40,491	50,614	12,993	4,900	0	0	58,384	68,507
	寒 川 町	923.35	48,300	13,760	17,501	12,202	1,691	230	230	27,883	31,624
	藤 沢 市	601.76	18,900	5,523	6,951	590	662	638	638	7,413	8,841
	茅 ヶ 崎 市	3,085.99	234,300	65,131	83,170	9,633	8,201	601	601	83,566	101,605
	平 塚 市	11.40	500	143	180	545	18	0	0	706	743
	計	18,524.20	1,259,500	352,997	443,879	74,314	44,085	4,387	4,510	475,783	566,788
右 岸 処 理 区	愛 川 町	1,237.82	30,300	9,452	13,719	11,305	2,727	0	0	23,484	27,751
	厚 木 市	5,527.09	213,100	64,603	93,202	21,203	19,179	3,620	3,620	108,605	137,204
	伊 勢 原 市	649.82	31,900	9,078	13,151	2,767	2,871	1,787	1,787	16,503	20,576
	平 塚 市	3,620.99	234,900	69,580	100,070	17,077	21,141	53	53	107,851	138,341
	大 磯 町	638.70	27,100	8,104	11,790	477	2,439	0	0	11,020	14,706
	計	11,674.42	537,300	160,817	231,932	52,829	48,357	5,460	5,460	267,463	338,578
合 計		30,198.62	1,796,800	513,814	675,811	127,143	92,442	9,847	9,970	743,246	905,366

相模川流域下水道 全体計画

(令和2年度策定)

区 分	左岸処理区	右岸処理区	計
排 除 方 式	分流式（一部合流式）	分流式（一部合流式）	
処 理 区 域	18,524.20 ha	11,674.42 ha	30,198.62 ha
処 理 人 口	1,259.5 千人	537.3 千人	1,796.8 千人
計 画 汚 水 量 (※ 1)	476 千m ³ /日平均 567 千m ³ /日最大	267 千m ³ /日平均 339 千m ³ /日最大	743 千m ³ /日平均 905 千m ³ /日最大 (左岸→右岸28千m ³ /日最大)
幹 線 管 渠	○ 200 ～ 4,000 mm 91.19 km	○ 700 ～ 3,200 mm 36.69 km (その他1.27km改築更新)	○ 200 ～ 4,000 mm 127.88 km (その他1.27km改築更新)
ポ ン プ 場	6 箇所	2 箇所	8 箇所
処 理 場	敷 地 面 積	19.6 ha	26.9 ha
	処 理 方 式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法 + 急速ろ過法
	処 理 能 力	532 千m ³ /日最大	374千m ³ /日最大
	系 列 数	9 系列	7 系列
			16 系列

※各数値は、四捨五入し記載しているため、合計等と合わない場合がある

相模川流域下水道 下水道法事業計画

区 分	左岸処理区	右岸処理区	計
届 出 年 月 日 (※ 1)	当初：昭和48年6月27日 直近：令和8年1月13日		
処 理 区 域	15,228 ha	9,291 ha	24,519 ha
処 理 人 口	1,219.1 千人	523.0 千人	1,742.1 千人
計 画 汚 水 量	460 千m ³ /日平均 548 千m ³ /日最大	262 千m ³ /日平均 332 千m ³ /日最大	722 千m ³ /日平均 880 千m ³ /日最大
幹 線 管 渠	○ 200 ～ 4,000 mm 91.07 km	○ 700 ～ 3,200 mm 36.69 km (その他1.27km改築更新)	○ 200 ～ 4,000 mm 127.76 km (その他1.27km改築更新)
ポ ン プ 場	6 箇所	2 箇所	8 箇所
処 理 場	敷 地 面 積	19.56 ha	26.9 ha
	処 理 方 式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
	処 理 能 力	532 千m ³ /日最大	374 千m ³ /日最大
	系 列 数	9 系列	7 系列
			16 系列
事業期間	昭和44年5月20日から令和13年3月31日まで		
事業費	9,964 億円		

※1 平成24年4月1日から認可から届出に変更となった

相模川流域下水道 都市計画決定

決 定 告 示 年 月 日	当初：昭和44年5月20日 直近：令和6年12月3日
排 水 区 域	接続する12市町の関連公共下水道
下 水 管 渠	下水管渠12幹線
そ の 他 の 施 設	ポンプ場8箇所
	左岸処理場
	右岸処理場

相模川流域下水道 都市計画法事業認可

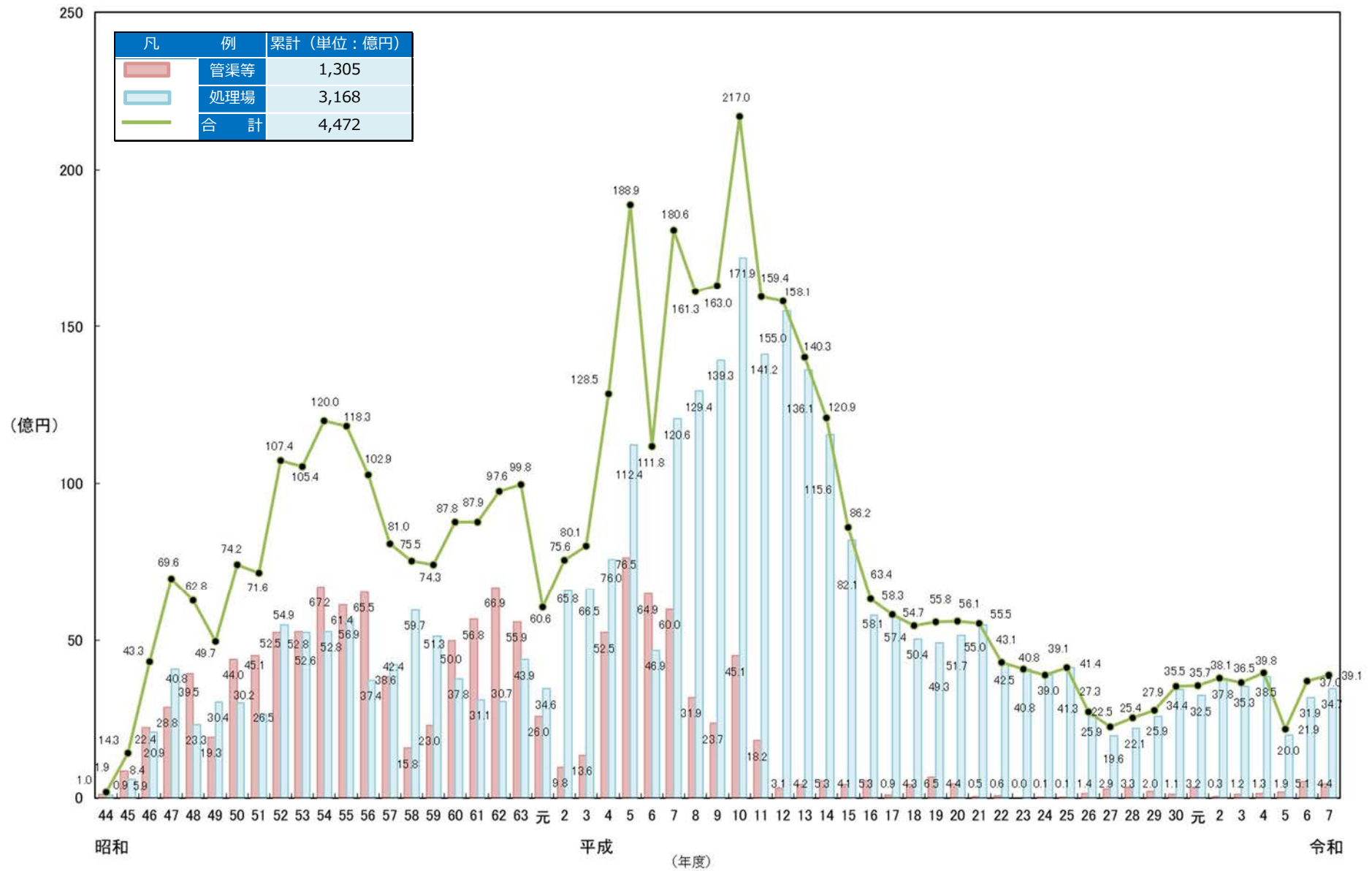
認 可 告 示 年 月 日	当初：（右岸）昭和44年 5月20日 （左岸）昭和46年 3月10日 直近：令和8年2月9日
排 水 区 域	接続する12市町の関連公共下水道
下 水 管 渠	下水管渠12幹線
そ の 他 の 施 設	ポンプ場8箇所
	左岸処理場
	右岸処理場
事 業 施 行 期 間	昭和44年 5月20日から 令和13年 3月31日まで
事 業 費	9,964 億円

相模川流域下水道の施設整備状況

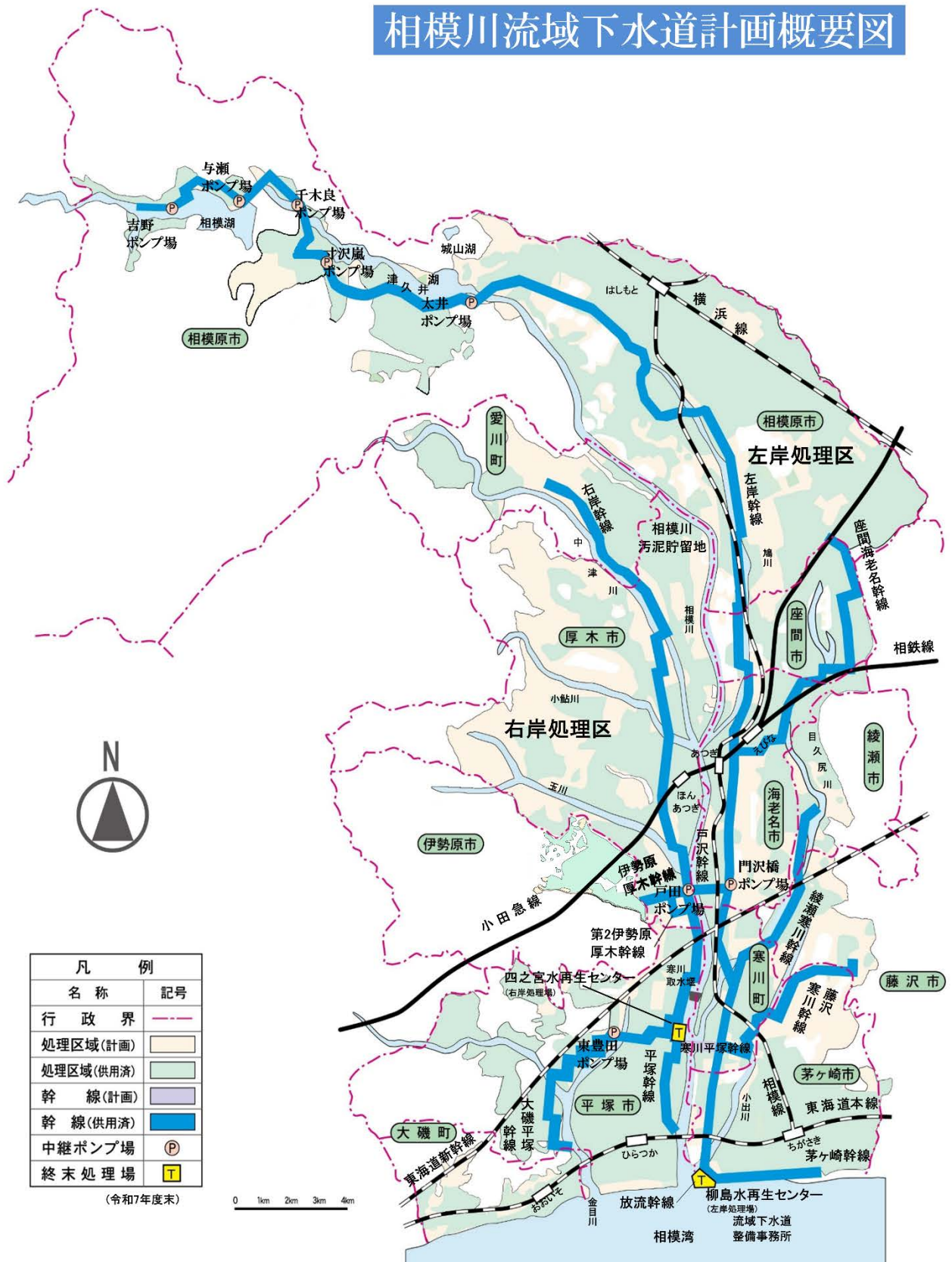
(令和7年度末現在)

施設名			全体計画概要		整備済延長 能力等	進捗率 %	備 考
			管径m	延長・能力			
左岸処理区	管渠	左 岸 幹 線	○ 0.8~4.0	35,740 m	35,740 m	100%	
		" (拡 大 分)	○ 0.2~0.8	22,320 m	22,320 m	100%	H2.2 拡大認可
		座 間 海 老 名 幹 線	○ 2.0~2.6	11,520 m	11,520 m	100%	
		綾 瀬 寒 川 幹 線	○ 1.1~1.5	7,110 m	7,110 m	100%	
		藤 沢 寒 川 幹 線	○ 0.8~1.35	7,360 m	7,360 m	100%	
		茅 ケ 崎 幹 線	○ 1.65~2.2	3,980 m	3,980 m	100%	
		戸 沢 幹 線	○ 0.6	1,440 m	1,440 m	100%	
		放 流 幹 線	□ 2.0×4.0~5.95×2.0	130 m	130 m	100%	
		寒 川 平 塚 幹 線	○ 2.0	1,590 m	0 m	0%	
		計		91,190 m	89,600 m	98%	
	ポンプ場	門 沢 橋 ポ ン プ 場		41.7 m ³ /分	41.7 m ³ /分	100%	
		吉 野 ポ ン プ 場		1.3 m ³ /分	1.3 m ³ /分	100%	
		与 瀬 ポ ン プ 場		0.6 m ³ /分	0.6 m ³ /分	100%	
		千 木 良 ポ ン プ 場		2.4 m ³ /分	2.4 m ³ /分	100%	
		寸 沢 嵐 ポ ン プ 場		4.2 m ³ /分	4.0 m ³ /分	100%	
		太 井 ポ ン プ 場		12.2 m ³ /分	10.8 m ³ /分	100%	
	柳 島 水 再 生 セ ン タ ー (左 岸 処 理 場)			9系列 532 千m ³ /日	9 系列 532 千m ³ /日	100%	S52.12 処理開始
右岸処理区	管渠	右 岸 幹 線	○ 0.7~3.2	22,700 m	22,700 m	100%	
		平 塚 幹 線	○ 1.8~2.4	3,030 m	3,030 m	100%	
		伊 勢 原 厚 木 幹 線	○ 1.0~1.35	1,650 m	1,650 m	100%	
		第 2 伊 勢 原 厚 木 幹 線	○ 1.35	(1,270 m)	(1,270 m)	100%	()改築更新
		大 磯 平 塚 幹 線	○ 1.1~1.7	9,310 m	9,310 m	100%	H2.2 拡大認可
		計		36,690 m	36,690 m	100%	
	ポンプ場	戸 田 ポ ン プ 場		41.7 m ³ /分	41.7 m ³ /分	100%	H17.7 供用開始
		東 豊 田 ポ ン プ 場		57.7 m ³ /分	57.7 m ³ /分	100%	
	四 之 宮 水 再 生 セ ン タ ー (右 岸 処 理 場)			7系列 374千m ³ /日	6 系列 306 千m ³ /日	86%	S48.6 処理開始

相模川流域下水道事業費の推移



相模川流域下水道計画概要図



相模川流域下水道 柳島水再生センター（左岸処理場）

令和4年 11月撮影



相模川流域下水道 四之宮水再生センター（右岸処理場）

令和4年 11月撮影



酒匂川流域下水道事業

酒匂川流域下水道は、昭和 48 年から酒匂川流域関連の 3 市 4 町の区域を対象に事業に着手し、昭和 57 年 12 月に酒匂水再生センター（左岸処理場）において、それぞれ一部の市町で処理を開始しました。その後処理区域を拡大し、流域関連の 3 市 6 町で事業を実施し、平成 9 年 7 月から扇町水再生センター（右岸処理場）で処理を開始しました。

現在は、再度の区域拡大により 3 市 7 町で事業を実施しており、令和 7 年度には、3 市 6 町の下水道約 112 千 m³/日を処理し、令和 7 年度末現在の流域関連公共下水道の下水道処理人口普及率は 90.8%となっています。

酒匂川流域関連公共下水道の普及状況

（令和 7 年度末現在）

処理 区名	都 市 名	全 体 計 画 区 域 内 行 政 人 口 (A) 千人	処 理 区 域 人 口 (B) 千人	処 理 区 域 面 積 ha	下 水 道 処 理 人 口 普 及 率 (B/A) %	処 理 開 始 年 月 日 等
左 岸 処 理 区	秦 野 市	5.4	4.7	58	93.4	処理開始 S.57.12.1 処理開始済 6市町
	松 田 町	10.3	9.0	198		
	大 井 町	16.1	15.9	441		
	小 田 原 市	130.2	120.7	2,126		
	二 宮 町	25.6	24.7	428		
	中 井 町	6.7	6.6	252		
	左 岸 計	194.3	181.5	3,503		
右 岸 処 理 区	山 北 町	7.9	7.8	318	85.8	処理開始 H.9.7.1 処理開始済 4市町
	開 成 町	18.7	14.0	263		
	南 足 柄 市	33.3	29.9	637		
	小 田 原 市	38.2	35.0	448		
	箱 根 町	3.0	0.0	0		
	右 岸 計	101.1	86.7	1,666		
合 計		295.4	268.2	5,169	90.8	

注) 各数値は、四捨五入し記載しているため、合計等と合わない場合がある

酒匂川流域下水道 全体計画諸元

(令和2年度策定)

処理区名	市町名	計画面積 ha	計画人口 人	家庭・営業汚水量		工場排水量 m³/日	地下水量 m³/日	開発計画 汚水量 m³/日	観光及びその他 施設汚水		計	
				日平均 m³/日	日最大 m³/日				日平均 m³/日	日最大 m³/日	日平均 m³/日	日最大 m³/日
左岸処理区	秦野市	58.70	5,080	1,401	2,008	0	204	0	0	0	1,605	2,212
	松田町	222.80	9,540	3,026	4,336	28	479	0	5	92	3,538	4,935
	大井町	454.90	15,500	4,496	6,432	798	697	0	0	0	5,991	7,927
	小田原市	2,324.73	121,467	39,299	55,962	27,293	20,651	293	948	4,807	88,484	109,006
	二宮町	449.00	22,738	6,305	9,056	196	910	0	12	100	7,423	10,262
	中井町	306.05	6,690	2,324	3,330	2,707	335	130	0	0	5,496	6,502
	計	3,816.18	181,015	56,851	81,124	31,022	23,276	423	965	4,999	112,537	140,844
右岸処理区	山北町	375.30	6,532	2,005	2,858	4,262	327	0	0	0	6,594	7,447
	開成町	375.40	19,100	5,883	8,390	4,524	2,006	0	0	0	12,413	14,920
	南足柄市	796.50	31,936	9,460	13,537	16,165	1,437	534	0	0	27,596	31,673
	小田原市	564.07	35,133	10,474	14,913	256	5,272	0	30	43	16,032	20,484
	箱根町	258.79	2,955	1,093	1,565	0	162	0	1,776	6,415	3,031	8,142
	計	2,370.06	95,656	28,915	41,263	25,207	9,204	534	1,806	6,458	65,666	82,666
合計		6,186.24	276,671	85,766	122,387	56,229	32,480	957	2,771	11,457	178,203	223,510

注) 地下水量は、一般家庭地下水量と観光地下水量を含む。

酒匂川流域下水道 全体計画

(令和2年度策定)

区 分	左岸処理区	右岸処理区	計
排 除 方 式	分流式	分流式	
処 理 区 域	3816.18 ha	2370.06 ha	6186.24 ha
処 理 人 口	181 千人	96 千人	277 千人
計 画 汚 水 量 (※ 1)	113 千m ³ /日平均 141 千m ³ /日最大	66 千m ³ /日平均 83 千m ³ /日最大	178 千m ³ /日平均 224 千m ³ /日最大
幹 線 管 渠	○ 350～2,000 mm 26.92 km	○ 250～2,000 mm 28.63 km	○ 250～2,000 mm 55.55 km
ポ ン プ 場	1 箇所	—	1 箇所
処 理 場	敷地面積	9.8 ha	7.0 ha
	処理方式	標準活性汚泥法+急速ろ過法	標準活性汚泥法+急速ろ過法
	処理能力	144 千m ³ /日最大	85 千m ³ /日最大
	系 列 数	4 系列	3 系列
			7 系列

※各数値は、四捨五入し記載しているため、合計等と合わない場合がある

酒匂川流域下水道 下水道法事業計画

区 分	左岸処理区	右岸処理区	計
届 出 年 月 日 (※ 1)	当初：昭和48年 9月 3日 直近：令和5年12月18日	当初：昭和52年11月25日	
処 理 区 域	3790.9 ha	2083.0 ha	5873.9 ha
処 理 人 口 (※ 2)	180.0 千人	91.1 千人	271.1 千人
計 画 汚 水 量	112 千m ³ /日平均 140 千m ³ /日最大	62 千m ³ /日平均 75 千m ³ /日最大	174 千m ³ /日平均 215 千m ³ /日最大
幹 線 管 渠	○ 350～2,000 mm 26.92 km	○ 250～2,000 mm 28.63 km	○ 250～2,000 mm 55.55 km
ポ ン プ 場	1 箇所	—	
処 理 場	敷地面積	9.8 ha	7.0 ha
	処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
	処理能力	141 千m ³ /日最大	83 千m ³ /日最大
	系 列 数	4 系列	3 系列
			7 系列
事 業 期 間	昭和48年 9月 3日から令和13年 3月31日まで		
事 業 費	3,028 億円		

※1 平成24年4月1日から認可から届出に変更となった。

※2 各数値は、四捨五入し記載しているため、合計等と合わない場合がある

酒匂川流域下水道 都市計画決定

決 定 告 示 年 月 日	当初：（左岸）昭和48年5月11日
	（右岸）昭和51年10月1日
	直近：平成22年9月17日
排 水 区 域	接続する10市町の関連公共下水道
下 水 管 渠	下水管渠8幹線
そ の 他 の 施 設	ポンプ場1箇所
	左岸処理場
	右岸処理場

酒匂川流域下水道 都市計画法事業認可

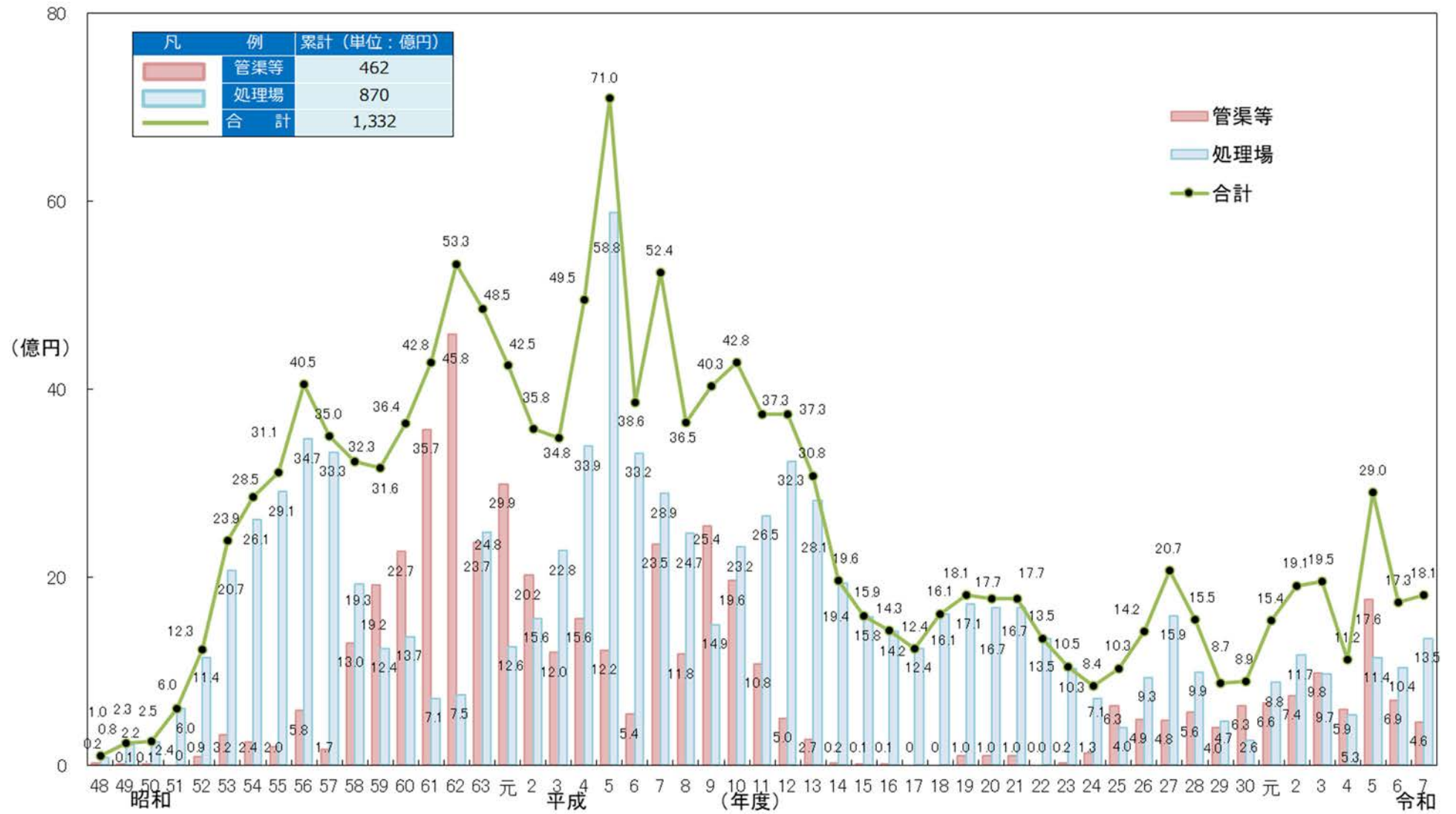
認 可 告 示 年 月 日	当初：（左岸）昭和48年 9月19日
	（右岸）昭和53年 3月20日
	直近：令和5年12月18日
排 水 区 域	接続する10市町の関連公共下水道
下 水 管 渠	下水管渠8幹線
ポ ン プ 施 設	1箇所
処 理 施 設	左岸処理場
	右岸処理場
事 業 施 行 期 間	昭和48年 9月19日から 令和13年 3月31日まで
事 業 費	3,028 億円

酒匂川流域下水道の施設整備状況

（令和7年度末現在）

施設名			全体計画概要		整備済延長 能力等	進捗率 %	備 考
			管径m	延長・能力			
左岸処理区	管 渠	左 岸 幹 線	○ 0.35～2.0	15,660 m	15,660 m	100%	H.8.4 拡大認可
		中井二宮小田原幹線	○ 1.0～1.5	9,910 m	9,910 m	100%	H.元.11 拡大認可
		連 絡 2 号 幹 線	○ 1.0	1,350 m	1,350 m	100%	
		計		26,920 m	26,920 m	100%	
	ポ ン プ 場	川 匂 ポ ン プ 場		25.0 m ³ /分	24.5 m ³ /分	100%	
		酒匂水再生センター （ 左 岸 処 理 場 ）		4 系列 144 千m ³ /日	3 系列 106 千m ³ /日	75%	S.57.12 処理開始
右岸処理区	管 渠	右 岸 幹 線	○ 0.5～2.0	14,110 m	14,110 m	100%	H.8.4 拡大認可
		狩 川 幹 線	○ 0.8～1.35	3,200 m	3,200 m	100%	
		連 絡 1 号 幹 線	○ 1.0	1,200 m	1,200 m	100%	
		右 岸 放 流 渠	□ 1.9×1.1	830 m	830 m	100%	
		箱根小田原幹線	○ 0.25～1.35	9,290 m	0 m	0%	
		計		28,630 m	19,340 m	68%	
	扇町水再生センター （ 右 岸 処 理 場 ）			3 系列 85 千m ³ /日	2 系列 55 千m ³ /日	67%	H.9.7 処理開始

酒匂川流域下水道事業費の推移



酒匂川流域下水道計画概要図



凡 例	
名 称	記号
行 政 界	---
処理区域(計画)	
処理区域(供用済)	
幹 線(計画)	
幹 線(供用済)	
中継ポンプ場	
終 末 処 理 場	

(令和7年度末)

酒匂川流域下水道 酒匂水再生センター（左岸処理場）

令和4年 11月撮影



酒匂川流域下水道 扇町水再生センター（右岸処理場）

令和4年 11月撮影



下水道の維持管理

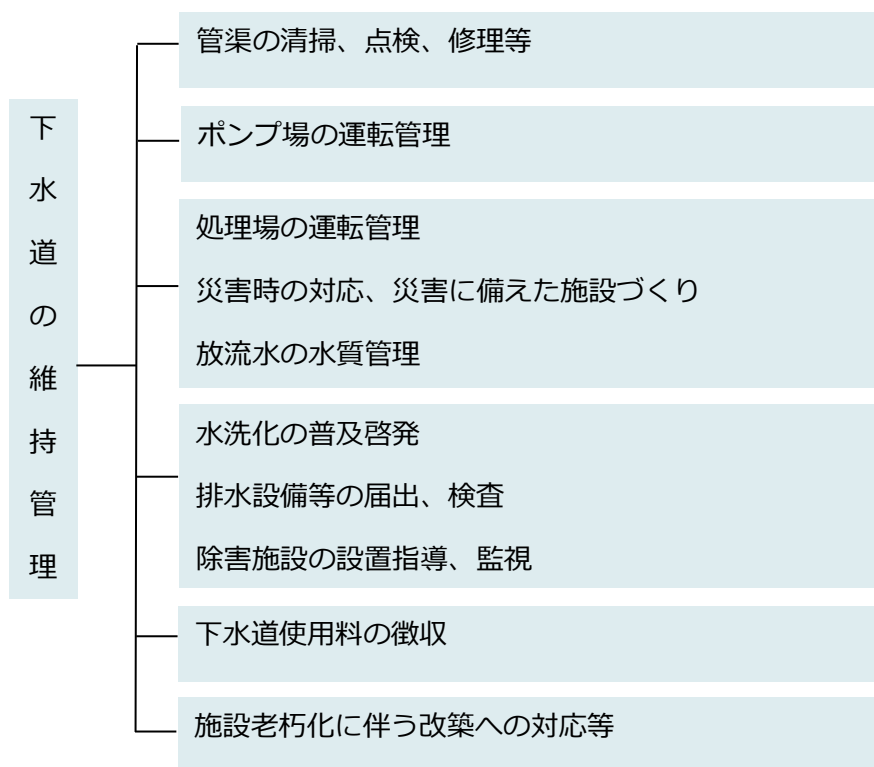
下水道の整備が進展し、普及率が向上する一方、年々維持管理業務は増大し、下水道管の老朽化等に起因した事故も発生しています。

下水道の維持管理にあたっては、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道管に起因する道路陥没や、汚水流出事故、下水の処理機能停止を未然に防止するため、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化の観点も踏まえ、予防保全型の管理を行うとともに、下水道施設全体を一体的に捉えた計画的・効率的な維持管理及び改築を推進することが求められています。

県においては、相模川・酒匂川流域下水道及び流域関連公共下水道の維持管理を行うことを目的に設立された、（公財）神奈川県下水道公社と共に維持管理業務を実施しています。

また、県内においては、PPP/PFI（官民連携）手法により、民間企業がもつ経営・技術的ノウハウを下水道の維持管理に取り込み、効率的な維持管理を実施しています。

なお、下水道の維持管理業務には、管渠・ポンプ場や処理場の施設維持管理業務のほかに、排水設備の設置指導や事業場排水の規制指導などがあります。



公共下水道の維持管理費

令和7年度実績（単位：百万円）

都市名	管渠費	ポンプ場費	処理場費	流域負担金	計
横浜市	8,298	2,730	21,879	0	32,906
川崎市	2,202	1,838	6,816	0	10,855
相模原市	658	344	0	3,132	4,134
指定都市計	11,157	4,912	28,694	3,132	47,895
横須賀市	721	1,128	3,047	0	4,895
平塚市	412	774	0	1,370	2,555
鎌倉市	711	135	1,751	0	2,597
藤沢市	1,615	1,391	3,401	57	6,464
小田原市	336	31	0	1,872	2,239
茅ヶ崎市	279	326	0	1,178	1,783
逗子市	80	82	610	0	772
三浦市	1	0	0	0	1
秦野市	189	89	899	31	1,208
厚木市	470	113	0	1,340	1,923
大和市	128	0	2,424	0	2,552
伊勢原市	110	93	748	185	1,136
海老名市	254	0	0	729	984
座間市	144	0	0	546	690
南足柄市	19	1	0	303	323
綾瀬市	50	0	598	126	774
一般市計	5,520	4,163	13,477	7,736	30,895
葉山町	23	0	339	0	362
寒川町	112	0	0	218	330
大磯町	77	0	0	94	171
二宮町	21	0	0	144	165
中井町	4	0	0	82	86
大井町	18	0	0	146	164
松田町	8	0	0	75	82
山北町	13	0	0	89	102
開成町	9	0	0	163	172
箱根町	10	108	471	0	589
真鶴町	40	15	0	0	55
湯河原町	31	0	266	0	298
愛川町	87	12	0	158	258
清川村	8	8	69	0	85
町村計	460	143	1,146	1,168	2,917
一般都市計	5,980	4,306	14,622	8,904	33,812
合計	17,137	9,218	43,316	12,035	81,707

注）各数値は、四捨五入し記載しているため、合計等と合わない場合がある

下水道のポテンシャル

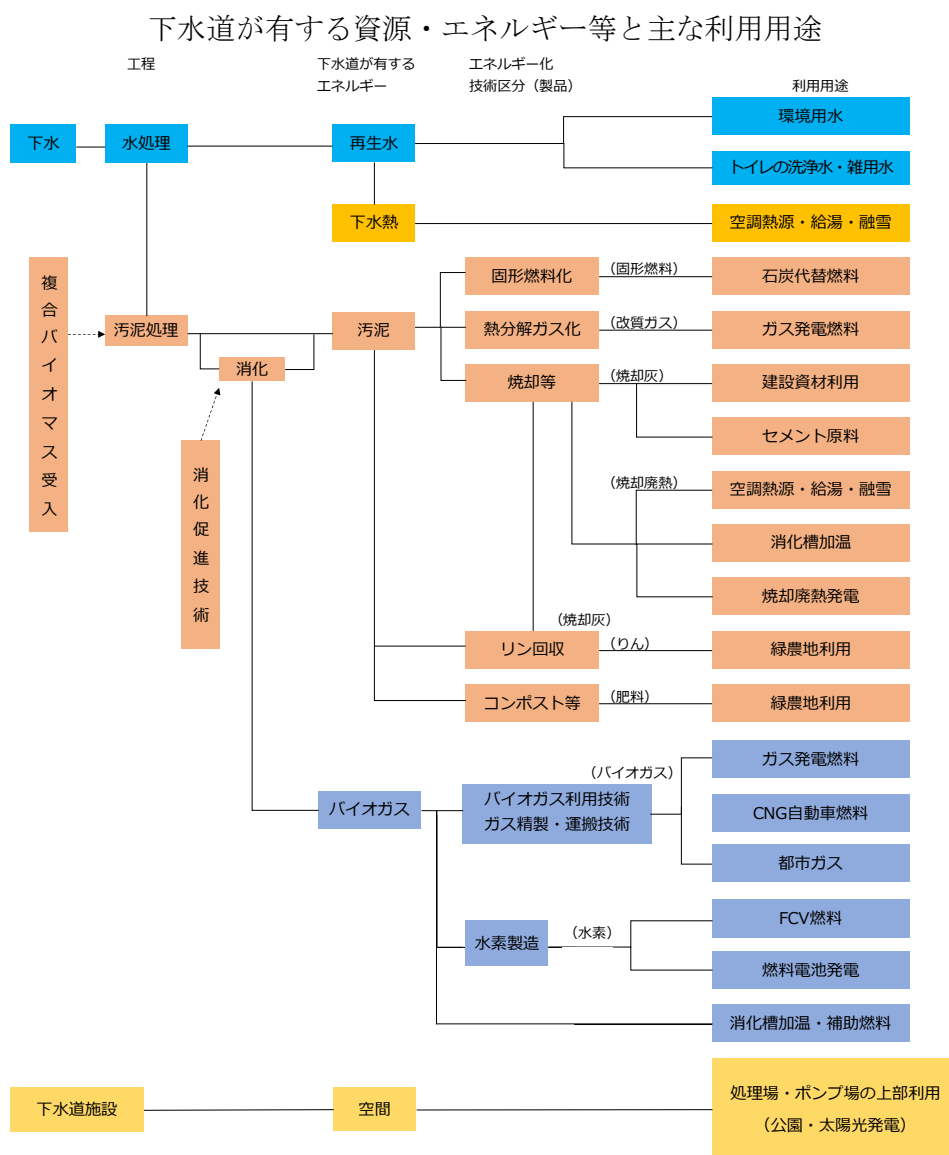
下水道が有する資源・エネルギー等の利用

下水道は、水、汚泥、熱等の多くの利用可能な資源・エネルギーを有しており、それらを利用することによって、脱炭素・循環型社会の実現に向けて大きな役割を担っています。

下水処理水は、水洗用水として上水道の一部を代替することができる他、都市化により枯渇した河川を復活させ、せせらぎを取り戻すことができます。また、下水処理水や下水を熱源として地域冷暖房へ活用する等、有望な未利用エネルギーとしての利用が期待できます。

一方、下水汚泥も再生可能エネルギーとして利用することができ、その有効利用が期待できます。具体的には、下水汚泥のコンポスト化・リン回収による緑農地への還元、下水汚泥の建設資材としての利用等をはじめ、下水汚泥の消化過程で生じる消化ガスや水素ガス、固形燃料、汚泥焼却廃熱等のエネルギー利用があります。

本県でも、今後、下水道資源・エネルギー及び施設の有効利用を積極的に推進し、多様な施策展開によるイメージアップやPR活動に取り組んでいきます。



(国土交通省 下水汚泥エネルギー化技術ガイドラインー平成 29 年度版ーより抜粋・加工)

下水処理水の有効活用【健全な水循環・良好な水環境の創造】

急速な都市域の拡大等により、平常時の河川流量の減少や水質汚濁、地下水位が低下するなど水循環系は急激に変化してきており、健全な水循環、良好な水循環を保全・創出し、人間の諸活動と水循環系の調和を図っていくことが重要となっています。そのような中、下水道では、下水処理水を再生水として再利用するために、利用者への正しい情報の発信や、利用者意見の反映等、再生水の適切な利用促進に向けた環境整備に取り組んでいます。

汚泥の有効活用

下水道事業の進展に伴い、下水処理場からは多量の下水汚泥が発生しているため、全量を焼却して減量化したのち、建設資材として再利用を行っています。

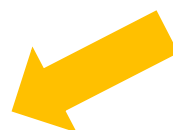
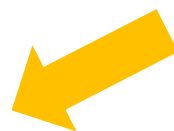
また、近年では、輸入に依存する化学肥料の高騰を背景に、国産の肥料原料として、リンなどが豊富に含まれる下水汚泥に注目が集まっているため、肥料としての利用についても調査、検討を行っています。



汚泥引抜



脱水汚泥



焼 却



焼却灰

資源活用

下水道施設の有効利用

下水道施設の有効利用として、処理場等の上部に公園や福利施設等を建設しています。

【上部利用（広場）】

相模川流域下水道では、柳島水再生センターの上部を「柳島しおさい公園」として、また、四之宮水再生センターの上部を「四之宮ふれあい広場」として有効活用しています。多目的広場やテニスコート等の施設があり、毎年多くの方に利用されています。



柳島しおさい公園



四之宮ふれあい広場

酒匂川流域下水道では、酒匂水再生センターの上部を「酒匂きらり広場」として、また、扇町水再生センターの上部を「扇町しらさぎ広場」として有効活用しています。遊具広場や噴水池等の施設があり、毎年多くの方に利用されています。



酒匂きらり広場



扇町しらさぎ広場

下記URLに、各公園の利用時間等の情報を掲載していますので、ご覧ください。

＜柳島しおさい公園＞

<https://www.chigasaki-sports.jp/facility/yanagishima-k/>

＜四之宮ふれあい広場＞

https://kanagawa-swf.or.jp/kosha_summary/hiroba/hureai_hiroba/

＜酒匂きらり広場＞

https://kanagawa-swf.or.jp/kosha_summary/hiroba/kirari_hiroba/

＜扇町しらさぎ広場＞

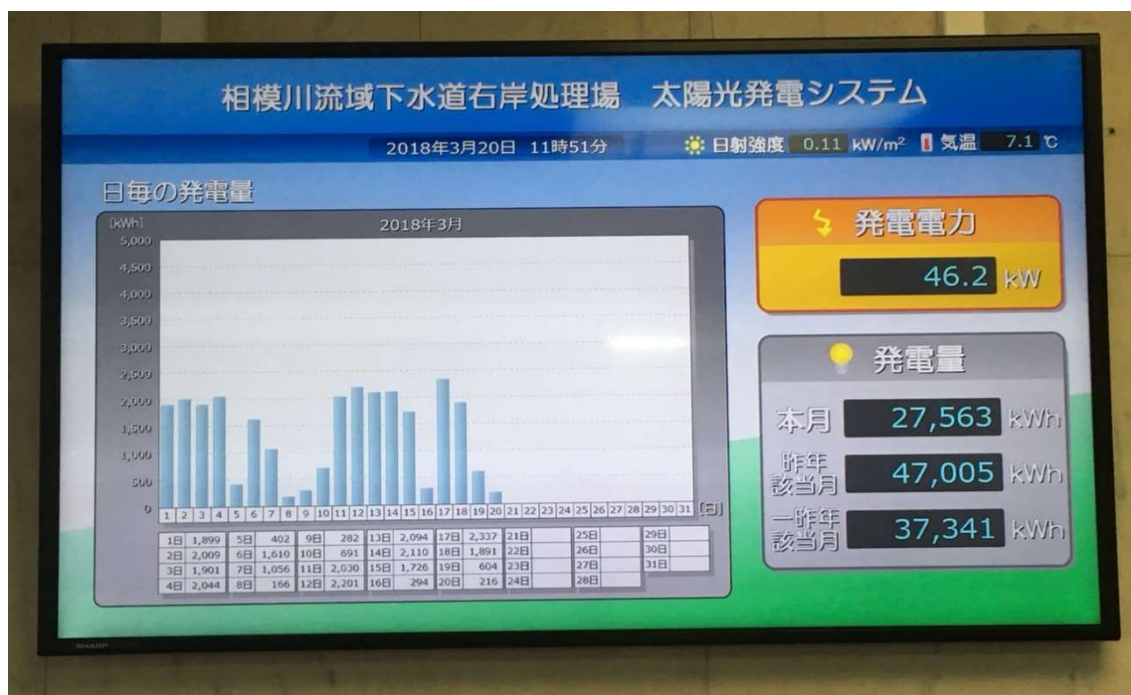
https://kanagawa-swf.or.jp/kosha_summary/hiroba/shirasagi_hiroba/

【上部利用（太陽光発電）】

本県では、環境負荷の軽減を図るため、四之宮水再生センターに、出力 20 k W の太陽光発電施設を平成 10 年度に設置しました。また、平成 25 年度までに第 1～第 4 系列の最終沈殿池の上部に出力 400 k W の太陽光発電設備を設置し太陽光から作られる電力を下水処理の運転の一部として利用しています。



太陽光発電設備



管理棟に設置したデジタル表示

下水道事業の経営状況

市町村毎の経営状況

負担の原則

下水道の維持管理費の負担は基本的には、汚水処理に要する経費を下水道使用者が水量・水質に応じて下水道使用料という形で負担し、雨水処理に要する経費を、公費で負担するという「汚水私費、雨水公費負担の原則」があります。

下水道使用料

汚水私費負担の原則を踏まえ、公共下水道管理者が下水道法第 20 条に基づき条例を制定し、下水道使用料を下水道の使用者から徴収します。

経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき汚水処理に係る経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

経費回収率が 100%以上であることは使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示しています。回収率が 100%を下回っている場合は、汚水処理に係る経費が使用料以外の収入により賄われていること示しているため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

汚水処理原価

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。供用開始後間もない事業は接続率が低く、有収水量が過少となり、高い数値となる場合が多いです。また地理的要因によって、構造上汚水処理費が高くなることが想定される場合は、適切な処理方法を検討する等の経営改善が必要です。

経営戦略

経営戦略は、下水道事業が将来にわたって安定的に継続していくための中長期的な経営の基本計画です。その中心となる「投資・財政計画」は、施設や設備への投資に係る試算と、国からの補助金や下水道使用料収入などの財源見通しの試算を主要な要素として、上記投資以外に修繕費、動力費や人件費などの経費も含めた上で、収入と支出のバランスを図った収支計画です。

策定後は計画と実績との乖離の検証や、その結果を踏まえた計画の見直しを行うことにより、経営基盤強化と財政マネジメント向上に資する重要なツールに位置づけられます。

県内では、全ての市町村において経営戦略が策定されています。

市町村の経営状況

自治体名	使用料収入 A (千円)	污水处理費 B (千円)	年間有収水量 C (m3)	経費回収率 A/B (%)	污水处理原価 B/C (円/m3)	使用料平均 A/C×20 (円/20m3)	処理開始年度
横浜市	54,020,573	53,530,520	374,447,929	100.9	143.0	2,885	(単)S.37. 4. 1
川崎市	21,908,929	20,203,895	151,620,308	108.4	133.3	2,890	(単)S.36. 9.25
相模原市	8,520,563	8,351,267	72,844,609	102.0	114.6	2,339	(相)S.54. 7. 1
横須賀市	7,123,801	6,356,100	39,301,322	112.1	161.7	3,625	(単)S.41. 6. 1
平塚市	3,333,970	3,178,904	28,238,629	104.9	112.6	2,361	(相)S.48. 6.25
鎌倉市	2,764,714	2,870,450	17,747,771	96.3	161.7	3,116	(単)S.47. 3.15
藤沢市	6,460,675	6,402,383	44,160,148	100.9	145.0	2,926	(単)S.39. 8. 5 (相)H. 2. 4. 1
小田原市	3,261,836	3,875,292	19,506,176	84.2	198.7	3,344	(単)S.41. 9. 1 (酒)S.57.12. 1
茅ヶ崎市	2,645,926	2,247,229	23,753,496	117.7	94.6	2,228	(単)S.51.10. 1 (相)S.52.12. 1
逗子市	761,560	905,283	6,035,217	84.1	150.0	2,524	(単)S.47. 4. 1
三浦市	248,979	346,815	1,338,648	71.8	259.1	3,720	(単)H.10. 8.15
秦野市	2,145,273	2,206,665	14,449,097	97.2	152.7	2,969	(単)S.56. 2. 4 (酒)H.11. 5. 1
厚木市	2,932,516	2,684,253	25,949,659	109.2	103.4	2,260	(相)S.48. 6.25
大和市	3,119,838	3,654,706	24,364,704	85.4	150.0	2,561	(単)S.44. 4. 1
伊勢原市	1,411,241	1,339,674	8,924,565	105.3	150.1	3,163	(相)S.48. 6.25 (単)S.62. 3. 5
海老名市	1,965,560	1,625,008	16,777,505	121.0	96.9	2,343	(相)S.53. 5. 1
座間市	1,716,758	1,594,990	12,366,657	107.6	129.0	2,776	(相)S.53. 4. 1
南足柄市	579,930	687,810	4,585,403	84.3	150.0	2,529	(酒)H. 1. 4. 1
綾瀬市	1,259,355	1,207,718	8,851,772	104.3	136.4	2,845	(単)S.62. 8. 1 (相)S.62.10. 1
葉山町	261,740	379,859	1,939,066	68.9	195.9	2,700	(単)H.11. 3.29
寒川町	686,271	718,707	4,791,377	95.5	150.0	2,865	(相)S.59. 4.12
大磯町	321,793	333,691	2,185,493	96.4	152.7	2,945	(相)H. 4. 6. 1
二宮町	274,567	293,570	1,983,729	93.5	148.0	2,768	(酒)H.11. 4. 1
中井町	97,694	159,867	1,001,616	61.1	159.6	1,951	(酒)H.11. 4. 1
大井町	198,204	278,774	1,837,493	71.1	151.7	2,157	(酒)S.61. 4. 1
松田町	106,571	95,339	936,666	111.8	101.8	2,276	(酒)H. 1. 7. 1
山北町	170,414	230,051	1,536,301	74.1	149.7	2,218	(酒)H. 2. 9. 1
開成町	269,040	332,057	2,151,127	81.0	154.4	2,501	(酒)H. 1. 4. 1
箱根町	750,474	759,689	3,622,991	98.8	209.7	4,143	(単)S.60.10. 1
真鶴町	13,453	59,822	77,446	22.5	772.4	3,474	(単)H.19. 3.28
湯河原町	443,829	516,097	2,924,231	86.0	176.5	3,036	(単)S.60. 4. 1
愛川町	571,519	592,918	3,952,790	96.4	150.0	2,892	(相)S.60. 4.17
清川村	44,099	94,854	354,881	46.5	267.3	2,485	(単)H. 9. 9. 1
全国平均	-----	-----	-----	98.3	138.5	2,689	公共下水道

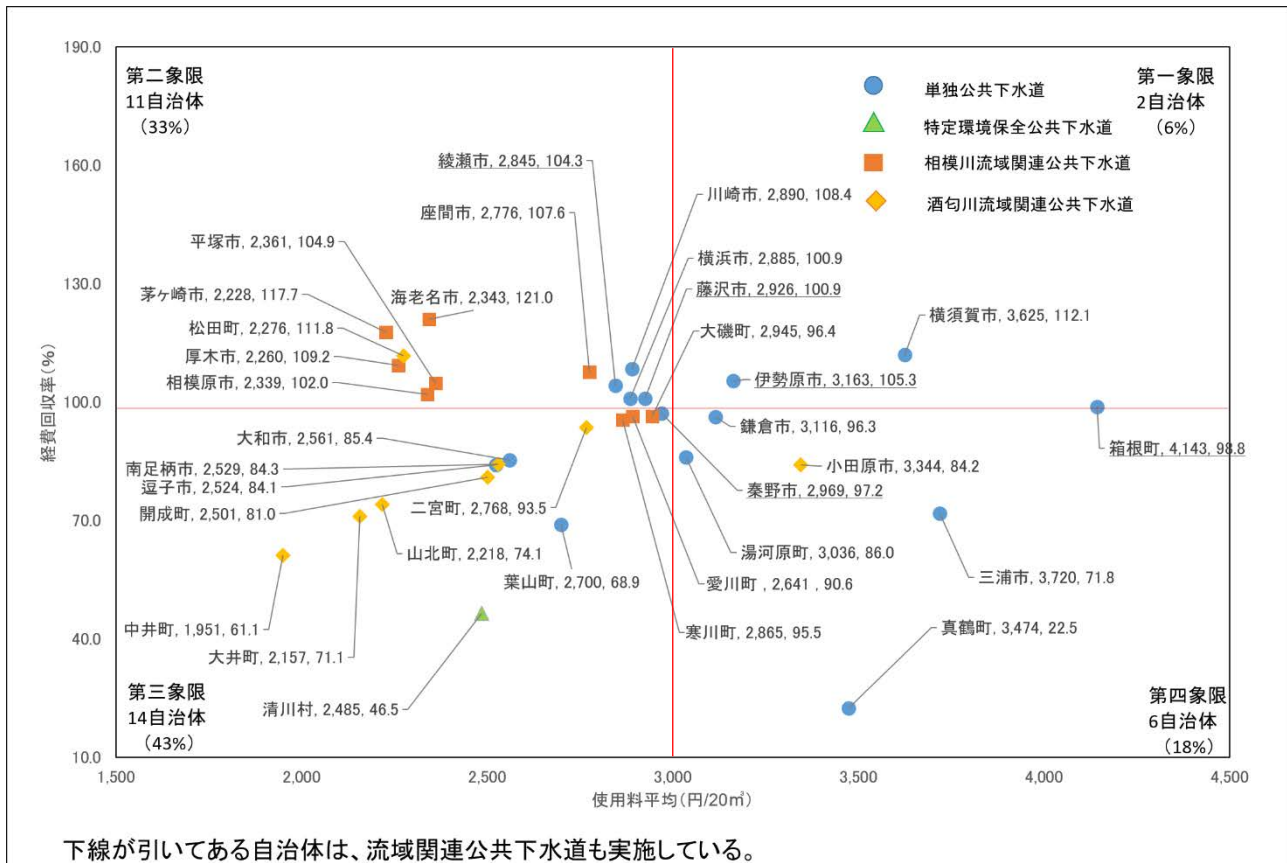
(令和6年度決算 経営比較分析表より抜粋・加工)

※1 経費回収率＝使用料収入(円)/污水处理費(円)

※2 污水处理原価＝污水处理費(円)/有収水量(m3)

※3 使用料平均＝使用料収入(円)/有収水量(m3)×20(m3)

経費回収率と使用料平均の関係



○本県の特徴

- 使用料平均が地方財政措置の前提とされている 3,000 (円/20m³) に満たず、かつ経費回収率 100.0 (%) を下回る第三象限に属する自治体は 14 自治体 (約 43%) であり、酒匂川流域関連公共下水道事業を実施している自治体が多く属している。
- 3,000 (円/20m³) 未満かつ経費回収率 100.0 (%) 以上の第二象限には、横浜市、川崎市のほか相模川流域関連公共下水道事業を実施している自治体が多く属している。
- 3,000 (円/20m³) 以上かつ経費回収率 100.0 (%) 以上の第一象限には、横須賀市、伊勢原市が属している。
- 3,000 (円/20m³) 以上かつ経費回収率 100.0 (%) 未満の第四象限には、鎌倉市、小田原市、三浦市、箱根町、真鶴町、湯河原町が属している。

下水道の普及啓発

下水道ふれあいまつり

本県では、下水道の役割や下水道整備の重要性などについて、理解を一層深めていただくため、（公財）神奈川県下水道公社と共催で「下水道ふれあいまつり」を開催しています。

下水処理場見学や、下水道学習室（簡易水質実験など）、ゲーム、スタンプラリーの実施など下水道とふれあいながらお楽しみいただけるイベントとなっています。

令和7年度は、四之宮ふれあい広場（四之宮水再生センター内）と扇町しらさぎ広場（扇町水再生センター内）で開催し、2つの会場合わせて、600人を超える方々にご来場いただきました。



下水道展への出展

下水道展は、全国の下水道関連企業・団体が、下水道に関する幅広い分野の最新技術、サービス等の展示・紹介をする下水道分野における国内最大の展示会です。

本県では、下水道をもっと身近に感じてもらうことをコンセプトに開催された下水道展'26 東京に（公財）神奈川県下水道公社と共同でブースを出展しました。

VR体験コーナーでは、いつもの施設見学では見ることができない下水処理施設について、目と耳から臨場感たっぷりに疑似体験をしていただきました。

また、下水道に対する理解や関心を深めていただけるように、パネル展示も行いました。

2026年は、4日間（8月4日～8月7日）で1,500人を超える方々にご来場いただきました。



下水道作品コンクール

(公財)神奈川県下水道公社では、相模川・酒匂川流域の小学校4年生を対象に、下水道に関する「作文・ポスター・書道」の作品を募集するコンクールを実施しています。令和7年度は、合計で3,200点を超える作品の募集があり、入賞した70名が表彰されました。入賞作品は、公社ホームページにてご覧いただけます。



本奇小
伊藤琉菜
守川を

下水道出張教室

(公財)神奈川県下水道公社では、環境学習の一環として小学校4年生を対象に、環境保全の役割のひとつでもある下水道のことを学んでいただくため、県内の小学校へ公社職員が出向いたり、Zoomを活用したオンラインでの、下水道出張教室を実施しています。

令和7年度は、53校で4,100人を超える児童の皆さんが下水道のことを学びました。

